

新型コロナ関連情報(2020/8/17情報)

1 日本発着運航状況

1-1 [全日空](#)

1-2 [日本航空](#)

1-3 [外航航空会社（欧米）](#) （更新しました）

1-4 [外航航空会社（アジア・豪州）](#) （更新しました）

2 査証関連情報

2-1 [在日各国大使館査証受付状況](#) （更新しました）

3 特定国情報（弊社にて取扱が多い国の情報を纏めました）

3-1 [アメリカ合衆国](#)

3-2 [インド](#)

3-3 [インドネシア](#)

3-4 [中華人民共和国](#)

3-5 [ベトナム](#) （更新しました）

3-6 [ロシア](#)

※情報は日本外務省、各政府機関のウェブサイト、航空会社からの情報や報道をもとに作成しており、
各国の対応は流動的なため予告なく変更になる場合があります。

※全ての情報を網羅しているものではありません。
最新情報、情報の詳細は必ず各自でご確認ください。

※航空機搭乗時に搭乗拒否または渡航先国の出入国管理局の審査により入国を拒否された場合も、
当社は一切その責任を負いません。

※渡航者に対する各国政府の規制は事前予告なく変更・実施されており、
各地の空港係官、航空会社への通告も公表されている規制と異なっている事があります。

全日空 運航・運休・減便状況

方面	国名	区間	期間	状況
北米	米国	羽田⇄ロサンゼルス（NH126/NH125）	～9月30日	開設延期
			日本発 ～8月31日 海外発 ～9月1日	運休
		羽田⇄ロサンゼルス（NH106/NH105）	日本発 9月1日～30日 海外発 9月2日～10月1日	日本発：月・水・金曜日運航 海外発：火・木・土曜日運航
		羽田⇄サンノゼ（NH120/NH119）	～9月30日	開設延期
		羽田⇄シアトル（NH118/NH117）	～9月30日	運休
		羽田⇄ワシントンD.C.（NH102/NH101）	～ 8月17日	運休
		羽田⇄ワシントンD.C.（NH102/NH101）	8月18日～9月30日	日本発：月・水・土曜日運航 海外発：8/17および月・水・土曜日運航
		羽田⇄ニューヨーク（NH110/NH109）	～9月30日	運休
		成田⇄ニューヨーク（NH10/NH9）	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	日本発：水・金・日曜日運航 海外発：月・木・土曜日運航
		成田⇄シカゴ（NH12/NH11）	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	毎日運航
		羽田⇄シカゴ（NH112/NH111）	～9月30日	運休
		成田⇄サンフランシスコ（NH8/NH7）	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	月・木・土曜日運航
		羽田⇄サンフランシスコ（NH108/NH107）	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		羽田⇄ヒューストン（NH114/NH113）	～9月30日	運休
		成田⇄ホノルル（NH184/NH183）	～9月30日	運休
		羽田⇄ホノルル（NH182/NH181）	～9月30日	運休
		羽田⇄ホノルル（NH186/NH185）	～9月30日	運休
	カナダ	羽田⇄バンクーバー（NH116/NH115）	～9月30日	月・水・金曜日運航
	メキシコ	成田⇄メキシコシティ（NH180/NH179）	～8月31日	日本発：月・水・木・金・土曜日運航 海外発：火・木・金・土・日曜日運航
			～9月30日	日本発：月・水・木・土・日曜日運航 海外発：月・火・木・金・日曜日運航
欧州	イギリス	東京（羽田）＝ロンドン NH211/NH212	～9月30日	月・水・土曜日運航
	フランス	東京（羽田）＝パリ NH215/NH216	～9月30日	水・土曜日運航
	ドイツ	東京（羽田）＝フランクフルト NH203/NH204	～9月30日	通常運航
		東京（羽田）＝フランクフルト NH223/NH224	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝ミュンヘン NH217/NH218	～9月30日	運休
		東京（成田）＝デュッセルドルフ NH209/NH210	～9月30日	運休
		東京（成田）＝ブリュッセル NH231/NH232	～9月30日	運休
	オーストリア	東京（羽田）＝ウィーン NH205/NH206	～9月30日	運休
	イタリア	東京（羽田）＝ミラノ NH207/NH208	～9月30日	開設延期
	ロシア	東京（成田）＝ウラジオストク NH883/NH884	～9月30日	運休
東アジア	中国	成田＝瀋陽	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		東京（羽田）＝北京 NH963/NH964	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		東京（羽田）＝北京 NH961/NH962	～9月30日	運休
		東京（成田）＝北京 NH955/NH956	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		大阪（関西）＝北京	～9月30日	運休
		東京（成田）＝大連	～9月30日	運休
		大阪（関西）＝大連	～9月30日	運休
		東京（成田）＝青島	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		東京（羽田）＝青島	～9月30日	運休
		大阪（関西）＝青島	～9月30日	運休
		東京（成田）＝武漢	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		東京（成田）＝成都 NH947/NH948	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）NH959/NH960	～9月30日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）NH921/NH922	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）NH919/NH920	～9月30日	日曜日のみ運航
		東京（羽田）＝上海（浦東）NH967/NH968	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		東京（羽田）＝上海（浦東）NH971/NH972	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		大阪（関西）＝上海（浦東）NH973/NH974	～9月30日	運休
		大阪（関西）＝上海（浦東）NH975/NH976	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝上海（虹橋）NH969/NH970	～9月30日	運休
		東京（成田）＝杭州	～9月30日	運休
		大阪（関西）＝杭州	～9月30日	運休
		東京（成田）＝廈門	～9月30日	運休
		東京（成田）＝広州	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休

		東京（羽田）＝広州	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝深圳	～9月30日	運休
	香港	東京（羽田）＝香港 NH859/NH860	～9月30日	運休
		東京（成田）＝香港 NH811/NH812	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	金曜日のみ運航 成田＝香港（NH1929/1930）
		大阪（関西）＝香港	～9月30日	運休
	台湾	東京（成田）＝台北（桃園）	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山）NH851/NH852	～9月30日	月・金曜日運航
		東京（羽田）＝台北（松山）NH853/NH854	～9月30日	運休
	韓国	東京（羽田）＝ソウル（金浦）NH861 /NH864	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦）NH865/NH868	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦）NH867/NH862	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
東南アジア	タイ	成田＝バンコク NH805/NH806	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		羽田＝バンコク NH849/NH848	～9月30日	運休
		羽田＝バンコク NH877/NH878	～9月30日	運休
		羽田→バンコク NH847	～9月30日	運休
		バンコク→羽田 NH850	～9月30日	現地発：毎日運航
	ベトナム	成田→ハノイ NH897	～9月30日	運休
		ハノイ→羽田 NH898	～9月30日	現地発：水・土曜日のみ運航
		成田→ホーチミン NH833	～9月30日	運休
		ホーチミン→成田 NH834	～10月1日	現地発：火・木・土曜日運航
		羽田→ホーチミン NH891	～9月30日	運休
		ホーチミン→羽田 NH892	～9月30日	現地発：金・日曜日のみ運航
	カンボジア	成田＝プノンペン NH817/NH818	～9月30日	運休
	ミャンマー	成田＝ヤンゴン NH813/NH814	～9月30日	運休 NH814（ヤンゴン発）8/7,9/4,9/11運航
	マレーシア	成田＝クアラルンプール NH815/NH816	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	日本発：火・木・土曜日運航 海外発：水・金・日曜日運航
		羽田＝クアラルンプール NH885/NH886	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
	シンガポール	成田＝シンガポール NH801/NH802	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	日本発：月・水・金曜日運航 海外発：火・木・土曜日運航
		羽田＝シンガポール NH843/NH842	～9月30日	運休
		羽田＝シンガポール NH841/NH844	～9月30日	運休
	インドネシア	羽田＝ジャカルタ NH855/NH856	～9月30日	運休
		羽田＝ジャカルタ NH871/NH872	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	運休
		成田＝ジャカルタ NH835/NH836	日本発 ～10月24日 海外発 ～10月25日	日本発：火・木曜日運航 海外発：水・金曜日運航
	フィリピン	成田→マニラ NH819	～9月30日	運休
		マニラ→成田 NH820	～9月30日	現地発：月・水・木・土・日運航
		羽田→マニラ NH869	～9月30日	運休
		マニラ→羽田 NH870	～9月30日	現地発：月・水・金曜日運航
南アジア・オセアニア	インド	東京（羽田）＝デリー NH837/NH838	～9月30日	運休
		東京（成田）＝ムンバイ NH829/NH830	～9月30日	運休
		東京（成田）＝チェンナイ NH825/NH826	～9月30日	運休
	オーストラリア	東京（羽田）＝シドニー（NH879/NH880）	日本発 ～9月30日 海外発 ～10月1日	日本発：水・金・日曜日運航 海外発：月・木・土曜日運航
		東京（羽田）＝シドニー（NH889/NH890）	～9月30日	運休
		東京（成田）＝パース NH881/NH882	～9月30日	運休

日本航空 運航・運休・減便状況

方面	国名	区間	期間	状況
北米	アメリカ	羽田⇄ニューヨーク（JL006/JL005）	～9月30日	日本発：月・木曜日運航 海外発：水・土曜日運航
		羽田⇄ニューヨーク（JL004/JL003）	～9月30日	運休
		成田⇄ボストン（JL008/JL007）	～9月30日	日本発：水・土曜日運航 海外発：木・日曜日運航
		羽田⇄シカゴ（JL010 /JL009）	～9月30日	日本発 月・木・土曜日運航 現地発 月・水・土曜日運航
		羽田⇄ダラス（JL012 /JL011）	～9月30日	日本発：月・木曜日運航 海外発：水・土曜日運航
		羽田⇄サンフランシスコ（JL002/JL001）	～9月30日	運休
		成田⇄サンフランシスコ（JL058/JL057）	～9月30日	日本発：水・土曜日運航 海外発：木・日曜日運航
		羽田⇄ロサンゼルス（JL016/JL015）	～9月30日	日本発：月・木曜日運航 海外発：火・金曜日運航
		成田⇄ロサンゼルス（JL062/JL061）	～9月30日	日本発：土曜日運航 海外発：木曜日運航
		関空⇄ロサンゼルス（JL060/JL069）	～9月30日	運休 JL069（現地発）：8月15日、29日、9月12日、26日のみ運行
		成田⇄サンディエゴ（JL066/JL065）	～9月30日	運休
		成田⇄シアトル（JL068/JL067）	～9月30日	運休
		羽田⇄ホノルル（JL072/JL071）	～9月30日	運休
		羽田⇄ホノルル（JL074/JL073）	～9月30日	運休
		羽田⇄ホノルル（JL8782/JL8781）	～9月30日	日本発：8月20日、30日、9月15日、29日（臨時便運航） 現地発：8月2日、11日、21日、31日、9月16日（臨時便運航）
		成田⇄ホノルル（JL786/JL785）	～9月30日	運休
		成田⇄ホノルル（JL784/JL783）	～9月30日	運休
		関空⇄ホノルル（JL792/JL791）	～9月30日	運休
		関空⇄ホノルル（JL8791）	～9月30日	※臨時便（現地発） 9月30日
		名古屋⇄ホノルル（JL794/JL793）	～9月30日	運休
		成田⇄コナ（JL770/JL779）	～9月30日	運休
		成田⇄グアム（JL941/JL942）	～9月30日	運休
		成田⇄グアム（JL943/JL944）	～9月30日	運休
	カナダ	成田⇄バンクーバー（JL018 /JL017 ）	～9月30日	日本発：水・土曜日運航 海外発：木・日曜日運航
欧州	イギリス	東京（羽田）＝ロンドン JL041/JL042	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝ロンドン JL043/JL044	～9月30日	日本発 月・水・金曜日運航 現地発 水・金・日曜日運航
	フランス	東京（羽田）＝パリ JL046/JL045	～9月30日	日本発 火・木・土曜日運航 現地発 水・金・日曜日運航
	ドイツ	東京（成田）＝フランクフルト JL407/JL408	～9月30日	日本発 火・木・金曜日運航 現地発 木・土・日曜日運航
	フィランド	東京（羽田）＝ヘルシンキ JL047/JL048	～9月30日	日本発 火・水・木運航 現地発 水・木・金運航 ※以下、臨時便（8月28日に運行） モスクワ発13:10 ヘルシンキ着14:55 ヘルシンキ発17:25 羽田着08:55
	ロシア	東京（羽田）＝モスクワ JL049/JL040	～9月30日	運休 ※臨時便（8月28日に運航） 日本発 羽田発07:10 モスクワ着11:20
		東京（成田）＝ウラジオストク JL423/JL424	～9月30日	運休
東アジア	中国	東京（成田）＝北京 JL869/JL860	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝北京 JL021/JL022	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝北京 JL025/JL020	～9月30日	運休
		東京（成田）＝大連 JL829/JL820	～9月30日	火・木運航
		東京（羽田）＝大連 JL23/JL24	～9月30日	開設延期
		名古屋（中部）＝天津 JL841/JL840	～9月30日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）JL873/JL876	～9月30日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）JL877/JL874	～9月30日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）JL879/JL872	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝上海（浦東）JL085/JL086	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝上海（浦東）JL089/JL080	～9月30日	開設延期
		名古屋＝上海（浦東）JL883/JL884	～9月30日	運休
		大阪（関西）＝上海（浦東）JL891/JL894	～9月30日	運休
		大阪（関西）＝上海（浦東）JL897/JL898	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝上海（虹橋） JL081/JL082	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝広州 JL87/JL88	～9月30日	運休
	香港	東京（羽田）＝香港 JL29/JL26	～9月30日	成田⇄香港にて水・日曜日運航
		東京（成田）＝香港 JL735/JL736	～9月30日	運休
		東京（成田）＝台北（桃園） JL805/JL804	～9月30日	運休

	台湾	東京（成田）＝台北（桃園） JL809/JL802	～9月30日	月・火・木・土曜日運航
		大阪（関空）＝台北（桃園） JL815/JL814	～9月30日	運休
		名古屋（中部）＝台北（桃園） JL821/JL822	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山） JL097/JL098	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山） JL99/JL96	～9月30日	運休
		東京（成田）＝高雄 JL811/JL812	～9月30日	土曜日のみ運航
	韓国	東京（羽田）＝ソウル（金浦） JL091/JL092	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦） JL093/JL094	～9月30日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦） JL095/JL090	～9月30日	運休
		東京（成田）＝釜山 JL957/JL958	～9月30日	運休
		東京（成田）＝釜山 JL969/JL960	～9月30日	運休
東南アジア	タイ	羽田→バンコク JL031	～9月30日	運休 9月～：日本発、火・木・土運航 ※現在実施されている旅客便運航制限が継続された場合、日本発便は運休となります。
		バンコク→羽田 JL034	～9月30日	水・日曜日運航
		羽田＝バンコク JL033/JL032	～9月30日	運休
		成田→バンコク JL707	～9月30日	運休 9月～：日本発、月曜運航のみ ※現在実施されている旅客便運航制限が継続された場合、日本発便は運休となります。
		バンコク→成田 JL708	～9月30日	水・土曜日運航
		関空＝バンコク JL727/JL728	～9月30日	運休
	ベトナム	羽田→ホーチミン JL079	～9月30日	運休
		ホーチミン→羽田 JL070	～9月30日	水・日曜日運航
		成田→ホーチミン JL759	～9月30日	運休 9月～日本発：水・金・日運航 ※現在実施されている旅客便運航制限が継続された場合、日本発便は運休となります。
		成田＝ホーチミン JL750	～9月30日	金曜日のみ運航
		成田＝ハノイ JL751/JL752	～9月30日	日本発：運休 9月～日本発：火・金運航 ※現在実施されている旅客便運航制限が継続された場合、日本発便は運休となります。 現地発：火・金運航
	マレーシア	成田＝クアラルンプール JL723/JL724	～9月30日	日本発：水・日曜日運航 海外発：火・金曜日運航
	シンガポール	羽田＝シンガポール JL035/JL038	～9月30日	運休
		羽田＝シンガポール JL037/JL036	～9月30日	運休
		成田→シンガポール JL711	～9月30日	火・木・日曜日運航 ※シンガポール以遠へお乗り継ぎのお客様はご搭乗いただけません。 9月～日本発：火・金運航
		シンガポール→成田 JL712	～9月30日	水・土曜日運航
	インドネシア	成田＝ジャカルタ JL725/JL726	～9月30日	日本発：木・日曜日運航 海外発：火・金曜日運航
		成田＝ジャカルタ JL729/JL720	～9月30日	運休
	フィリピン	羽田→マニラ JL077	～9月30日	運休
		マニラ→羽田 JL078	～9月30日	日曜日のみ運航
		成田→マニラ JL741	～9月30日	8月18日のみ運航 9月～日本発：運休
		マニラ→成田 JL742	～9月30日	火曜日のみ運航
		成田→マニラ JL745	～9月30日	8月21日、28日、9月11日、25日のみ運航
		マニラ→成田 JL746	～9月30日	水・土曜日運航
南アジア・オセアニア	インド	東京（羽田）＝デリー JL039/JL030	～9月30日	運休 ※臨時便：8月19日にデリー発便を運航します。
		東京（成田）＝ベンガルール JL753/JL754	未定	開設延期
	オーストラリア	東京（羽田）＝シドニー JL051/JL052	～9月30日	運休
		東京（成田）＝メルボルン JL773/JL774	～9月30日	運休

主な外航の運航、運休、減便状況

方面	国名	航空会社	区間	期間	状況
北米	米国	デルタ航空 (DL)	羽田ーデトロイト	～10月24日	週4便（減便）
			羽田ーロサンゼルス	～10月24日	週3便（減便）
			羽田ーホノルル	～10月24日	運休
			羽田ーシアトル	～10月24日	週4便（減便）
			羽田ーポートランド	～10月24日	運休
			羽田ーアトランタ	～10月24日	週3便（減便）
			羽田ーミネアポリス	～10月24日	運休
			名古屋ーデトロイト	～10月24日	運休
			名古屋ーホノルル	～10月24日	運休
			関西ーホノルル	～10月24日	運休
		ユナイテッド航空 (UA)	成田ーサンフランシスコ	8月4日～9月30日	通常運航
			成田ーニューヨーク	8月4日～9月30日	通常運航
			成田ーデンバー	～9月30日	運休
			成田ーホノルル	～9月30日	運休
			成田ーロサンゼルス	～10月24日	運休
			成田ーヒューストン	～9月30日	運休
			羽田ーサンフランシスコ	～9月30日	運休
			羽田ーロサンゼルス	～9月30日	運休
			羽田ーシカゴ	8月4日～8月6日	週5便（減便）
				8月7日～9月30日	週3便（減便）
			羽田ーニューヨーク	～9月30日	運休
			羽田ーワシントンDC	～10月24日	運休
			関西ーサンフランシスコ	～10月24日	運休
		アメリカン航空 (AA)	成田ーダラス	7月7日～	通常運航
			羽田ーダラス	7月11日～	週3便（減便）
			羽田ーロサンゼルス	7月8日～	1日1便運航
	カナダ	エアカナダ (AC)	羽田ートロント	～10月24日	運休
			成田ートロント	10月3日～24日	月・木・土
			トロントー成田	10月2日～23日	水・金・日
			成田ーバンクーバー	8月3日～31日	火・木・金・土・日
				9月3日～10月4日	火・木・金・土・日
				10月6日～24日	火・水・金・土・日
				8月2日～30日	月・水・木・金・土
			バンクーバー成田	9月2日～10月3日	月・水・木・金・土
				10月5日～23日	月・火・木・金・土
			成田ーモントリオール	～9月1日	運休
			成田ーカルガリー	～10月24日	運休
			関西ーバンクーバー	～10月24日	運休
	メキシコ	アエロメヒコ(AM)	成田ーメキシコシティ	AM57 NRT-MEX ～10月1日 AM58 MEX-NRT ～9月30日	運休
ヨーロッパ	英国	ブリティッシュエアウェイズ (BA)	羽田ーロンドン	7月24日～8月29日	運休
			関西ーロンドン	～8月29日	運休
	スペイン	イベリア航空 (IB)	成田ーマドリッド	～9月30日	運休
	ドイツ	ルフトハンザドイツ航空 (LH)	羽田ーフランクフルト	8月1日～8月31日	週3便（減便）
				9月1日～10月31日	通常運航
			羽田ーミュンヘン	8月1日～8月31日	週3便（減便）
				9月1日～10月31日	週5便（減便）
			関西ーミュンヘン	8月1日～8月31日	運休
				9月1日～10月31日	週5便（減便）
			名古屋ーフランクフルト		運休
	スイス	スイスインターナショナルエアラインズ (LX)	成田ーチューリッヒ	8月1日～8月31日	週2便（減便）
				9月1日～10月31日	週5便（減便）
			関西ーチューリッヒ		運休
	オーストリア	オーストリア航空 (OS)	成田ーウィーン		運休
	イタリア	アリタリア(AZ)	羽田ーローマ	9月5日～	週3便（減便）
	フランス	エールフランス (AF)	成田ーパリ	～10月24日	週3便（減便）
			羽田ーパリ	～10月24日	運休
			関西ーパリ	～10月24日	週3便（減便）
	オランダ	KLMオランダ航空 (KL)	成田ーアムステルダム	～10月24日	通常運航
			関西ーアムステルダム	～10月24日	週5便（減便）
	フィンランド	フィンエアー (AY)	成田ーヘルシンキ	7月1日～	週3便（減便）
			名古屋ーヘルシンキ	～未定	運休
			関西ーヘルシンキ	～未定	運休
			札幌ーヘルシンキ	～2021年3月27日	運休
			福岡ーヘルシンキ	～2021年3月27日	運休
	トルコ	ターキッシュエアラインズ（TK）	羽田ーイスタンブール	7月4日～	週2便（減便）
	ロシア	アエロフロートロシア航空（SU）	羽田ーモスクワ	～8月31日	運休
中東	アラブ首長国連邦	エミレーツ航空 (EK)	羽田ードバイ	～未定	運休
			成田ードバイ	7月9日～	週3便（減便）
			関西ードバイ	7月7日～	週4便（減便）
		エティハド航空 (EY)	成田ーアブダビ		週3便（減便）
			名古屋ーアブダビ		運休
	カタール	カタール航空 (QR)	成田ードーハ		通常運航
			羽田ードーハ	～未定	運休

主な外航の運航、運休、減便状況

方面	国名	航空会社	区間	期間(日本発基準)	状況
東 ア ジ ア	韓国	エアプサン(BX)	成田－プサン BX112/111	9月18日～	運航
			成田－プサン BX114/113	9月18日～	運航
			成田－仁川 BX118/117	9月18日～	運航
			関西－プサン BX123/124 121/122	～9月17日	運休
			関西－仁川 BX172/171	～9月17日	運休
		チェジュ航空 (7C)	成田－仁川 7C1103/1104	～8月31日	土のみ運航
			関西－金浦 7C1381/1382 1383/1384		運休
			関西－仁川 7C1305/1306 3173/3174		運休
			関西－仁川 7C1301/1302	～8月31日の火、金曜	特定日のみ運航
			関西－釜山 7C1351/1352		運休
		ジンエアー (LJ)	関西－仁川 LJ212/211	～8月31日の火、金曜	特定日のみ運航
			成田－仁川 LJ202/201	～8月31日の金曜	特定日のみ運航
		エアソウル(RS)	成田－仁川 RS702/701 704/703	～9月30日	運休
		アジアナ航空 (OZ)	成田－仁川 OZ101/102	8月1日～	運航
			羽田－金浦 OZ1075/1085	8月1日～	運航
			関西－仁川 OZ111/112	～9月30日	火金日のみ運航
		大韓航空 (KE)	成田－仁川 KE704/703	～8月31日、ただし17,18,21日を除く	運航
			羽田－金浦 KE708/707	～8月31日	運休
			関西－仁川	～8月31日	運休
東 南 ア ジ ア	香港	キャセイ航空 (CX)	成田－香港 CX521/520	～9月30日	火木土のみ運航
			成田－香港 CX509/524	～8月31日	運休
			関西－香港 CX597/566	～8月31日	運休
			関西－香港 CX507/506	～8月31日	運休
		香港航空(HX)	関西－香港 HX617/616	～8月31日	運休
			関西－香港 HX619/618	～8月31日	運休
			関西－香港 HX633/632	～8月31日	運休
	台湾	エバー航空(BR)	成田－台北 BR197/198	～8月31日の水、金曜、9月の水、金、日曜	特定日のみ運航
			成田－台北 BR195/196		
			成田－台北 BR183/184		
			成田－高雄 BR187/188		
			関西－台北 BR177/178 129/130 179/180		運休
			関西－台北 BR131/132	8月、9月、10月の水、金曜	特定日のみ運航
		チャイナエアライン(CI)	成田－高雄 CI103/102		運休
			関西－台北 CI173/172	9月1日～	木のみ運航
			成田－台北 CI105/104		
			成田－台北 CI107/106		
			成田－台北 CI109/108		
			成田－台北 CI101/100	～9月30日	金のみ運航
		タイガーエア台湾 (IT)	成田－台北 IT201/200	～8月31日	木のみ運航
			関西－台北 IT211/210	～8月31日	水のみ運航
	シンガポール	シンガポール航空 (SQ)	関空－シンガポール SQ623/622	8月、9月、10月の水、土曜	特定日のみ運航
			成田－シンガポール SQ637/638	8月、9月、10月の月、水、日曜	特定日のみ運航
	ベトナム	ベトナム航空 (VN)	日本－ベトナム全便	～10月24日	運休
		ベトジェット(VJ)	日本－ベトナム全便	～10月24日	運休
		バンブー・エアウェイズ (QH)	成田－ホーチミン		運休
			関西－ホーチミン、ハノイ		運休
	タイ	タイ航空 (TG)	関西－バンコク TG623/622	～10月1日	運休
			成田－バンコク TG641/640 643/642 677/676	～10月1日	運休
			羽田－バンコク TG661/660 683/682	～10月1日	運休
			中部－バンコク TG645/644	～9月30日	運休
			上記以外の日本－バンコク全便	～10月24日	運休
	インドネシア	ガルーダインドネシア航空(GA)	羽田－ジャカルタ GA875/874	～9月30日の火、金曜、10月1～24日の月、水、金、土、日曜	特定日のみ運航
			成田－ジャカルタ GA881/880	期間終了	特定日のみ運航
			関西－ジャカルタ GA889/888	～10月22日の木曜	特定日のみ運航
			成田－デンパサル GA881/880	9月の水、金、日曜、10月2～24日の月、水、金、土、日曜	特定日のみ運航
			関西－デンパサル GA883/882	10月2～24日の月、水、金、土、日曜	特定日のみ運航
	マレーシア	マレーシア航空 (MH)	成田－クアラルンプール MH71/70	～8月31日の月、木曜、9月1日～の月、金曜	特定日のみ運航
			関西－クアラルンプール MH53/52	～10月24日	運休
	フィリピン	フィリピン航空 (PR)	成田－マニラ PR427/428	8月の火、木、金曜	特定日のみ運航
			成田－マニラ PR431/432	～8月31日	運休
			羽田－マニラ PR421/422	8月の月、水、日曜	特定日のみ運航
			羽田－マニラ PR423/424	～8月31日	運休
			名古屋－マニラ PR437/438	8月1日～の水、土曜	特定日のみ運航
			関西－マニラ PR407/408	～10月24日	運休
			関西－マニラ PR411/412	8月の火、金、日曜、9月の火、木、金、日曜	特定日のみ運航
			関西－セブ PR409/410	10月1日～	火木日のみ運航
			成田－セブ PR433/434	期間終了	特定日のみ運航
		セブパシフィック航空(5J)	関西－マニラ 5J817 マニラ発は無し	8月7日～	金のみ運航
			成田－マニラ 5J5059 マニラ発は無し	8月1日～	水土のみ運航
中 国	中国	中国国際航空(CA)	成田－浦東 CA930/929	～10月24日	木のみ運航
			成田－杭州 CA146/145	～10月24日	月のみ運航
		中国南方航空(CZ)	成田－広州 CZ8102/8101	8月12日～	水のみ運航
			成田－瀋陽 CZ628/827	～8月31日	木のみ運航
		深圳航空 (ZH)	成田－深圳 ZH9052/9051	～8月31日	日のみ運航
		春秋航空日本(IJ)	成田－哈爾浜 IJ213/214	～10月24日	日のみ運航
		春秋航空(9C)	成田－浦東 9C6218/6217		日のみ運航
			関西－常州 9C6396/6395	8月7日～	金のみ運航
		天津航空(GS)	日本発着全便	～8月31日	運休
		山東航空(SC)	日本発着全便	～8月31日	運休
		廈門航空(MF)	関西発着全便	～10月24日	運休
			成田－福州 MF810/809	～9月30日	月水金のみ運航
		吉祥航空(HO)	羽田－浦東 HO1386/1385		運休
			関西－南京 HO1609/1610	～10月24日	木のみ運航
			関西－浦東 HO1334/1333	～9月30日	火のみ運航
		長龍航空(GJ)	関西－杭州 GJ8502/8501	～9月12日	土のみ運航
		上海航空(FM)	関西－浦東 FM821/822	～9月30日	運休
		中国東方航空(MU)	関西－大連 MU2794/2793	～9月30日	運休
			関西－南京 MU2860/2859	～9月30日	運休
			成田－西安 MU594/593	～9月30日	火のみ運航
			成田－浦東 MU524/523	～9月30日	金のみ運航
豪 州	オーストラリア	カンタス航空 (QF)	日本発着全便	～10月下旬	運休
	ニュージーランド	ニュージーランド航空(NZ)	成田－オークランド NZ90/99	～10月24日	土のみ運航

在日大使館査証情報

国名	外国籍の入国に対する処置
アメリカ合衆国	・非移民ビザ（H-1B、H-2B、J、L）による米国入国の停止・制限措置（ビザ発給制限措置）等に関する6月22日付の大統領布告（10052号）に関し、8月12日、米 국무省は、同措置の例外となる「National Interest」の詳細な事例を発表しました。 ◎詳しくはこちら ↓↓ ✓ 国務省発表「National Interest Exceptions」（8月12日更新）https://travel.state.gov/content/travel/en/News/visas-news/exceptions-to-p-p-10014-10052-suspending-entry-of-immigrants-non-immigrants-presenting-risk-to-us-labor-market-during-economic-recovery.html ✓ 大統領布告（10052号）https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspending-entry-aliens-present-risk-u-s-labor-market-following-coronavirus-outbreak ✓ 在日米国大使館ホームページ（ビザ案内）https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja ・2020年7月16日より大阪米国総領事館及び福岡米国領事館は、限られた数の学生・交流訪問者ビザ（F・M・J）、貿易駐在員・投資駐在員（E1・E2）ビザを含む一部の非移民ビザサービスを再開。沖縄米国総領事館は、IR1、IR2、CR1、CR2を含む一部の移民ビザサービスを再開。一方東京米国大使館及び札幌米国総領事館では、引き続き非移民ビザ及び移民ビザの面接を一時的に停止（再開時期は未定）。 米国大使館サイト：https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/ ・ビザ申請料金は支払日より1年間有効。ビザ面接が再開され次第、有効期限内で新たに申請料金を支払わず再度面接予約可能。 ・ESTA申請の最新情報：SNS関連情報(過去5年間に使用したFacebook等のSNSサービス名とそのID名)の入力が必須に。 ○グアム政府は7月24日より、グアム入島者（国籍・居住者・非居住者不問）に対する新たな行動制限（隔離）措置を実施。 ・グアム政府の決定により、検疫上の観点から日本は「Low-Risk Area」（ローリスク地域）に指定されていないため、日本を出発または経由してグアムに入島する方で陰性証明書（グアム入島前5日間以内に行われた検査であること等、諸条件あり）が提示できない場合、グアム政府指定施設での14日間の強制隔離措置の対象となる。 ・新たな行動制限（隔離）措置の概要について https://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
アラブ首長国連邦	・アラブ首長国連邦政府の事前承認の取得及び出発96時間前以降に発行された陰性証明書の提示を条件に、有効な『在留資格（イカーマ）を有する居住者』についてのみ入国が可能となる。 ・ただし、ドバイ首長国に限り、在留資格を有しない渡航者及び観光客についても、出発96時間前以降に発行されたPCR検査の陰性証明書を提示すれば、ドバイ国際空港にて到着査証（30日以内の短期滞在が可能）が発給され、入国が可能。（7月7日以降、ドバイ空港についてのみ日本人へのオンラインバルビザの運用が再開。） ・出発地、国籍を問わず、8月1日以降にUAEに到着する全ての者（トランジット客を含む）は、渡航の96時間以内（maximum of 96 hours before you depart）に発行された「PCR検査陰性証明」（英文）の取得が必要である。 ・UAEへの渡航に関する航空機搭乗前の日本でのPCR検査受診実施機関について、エティハド航空のホームページにリストが掲載された。エティハド航空によると、リストに掲載されている機関から発行された陰性証明であれば受付は可能であるとの回答。なお、ICAの事前承認は今後も必要。エティハド航空ホームページ掲載の、日本における検査実施機関一覧： https://www.etihad.com/content/dam/eag/etihadairways/etihadcom/Global/pdf/travel-guidelines/embassy-of-japan-approved-clinics.pdf ・8月16日からアブダビ発着及び経由便を利用する全てのエティハド航空利用者は、各国政府認定検査機関によるPCR検査結果の陰性証明を提示が必要となりました。 ・現時点で日本国内にはUAE政府が指定するPCR検査機関はないが、日本国内の病院や医療機関から発行される英文の「PCR検査陰性証明」が有効とされる。この決定は、12歳未満の子供や重度・中等度の障害を持つ方は対象外。 ・エミレーツ航空によれば、8月1日以降一部地域（インド、フィリピン、アメリカ等29か国）から出発する乗客については、渡航前の「PCR検査陰性証明」の取得・携行義務に加えドバイ空港到着時にもPCR検査が行われる。現時点では日本はその中に含まれないが今後変更の可能性もあるため、渡航前に必ず各空会社のホームページ等から最新の情報を入手する事。 ・ドバイ空港に到着した際には、全乗客を対象にサーモスクリーニングが行われる他、発熱等何らかの症状が見られた場合、「PCR検査陰性証明」があっても当地保健当局が実施する各種検査の受検が求められます。また、各種検査の結果、「陽性」の場合には、無症状でも14日間の隔離が求められます。 ・渡航前には新型コロナウイルスの治療を賄える海外旅行保険に加入していること、健康申告書（Health Declaration Form）に記入すること、専用アプリ「COVID-19 DXB」をインストールすること等が求められます。 ・日本政府はUAEを感染症危険情報レベル3に指定しており、7月末までとしていた入国者に対する措置について、「8月末日」までに延長されました。これにより、UAEから日本に入国する方には日本の到着空港でPCR検査が行われるほか、14日間公共交通機関が使えないこと、入国後14日間は指定場所で自主隔離すること等が要請されます。詳細は渡航前に厚生労働省のホームページをご確認ください。 ・短期滞在ビザ（On arrival visa、Visit Visa）所持者の方は2020年12月31日までの有効期限の自動延長措置は取り消されました。UAE当局に早急にお問い合わせください。 ・アブダビ政府は、他の首長国からアブダビ首長国への入国に際して、レーザー技術を利用したDPI検査の実施を発表。 詳細については、右記日本大使館サイトを参照：https://www.uae.emb-japan.go.jp/Covid-19/ConsularE-mail0715.pdf ・在外UAE大使館で事前に取得する就労、家族滞在等の在留資格の発行開始時期等については未発表。 ・3/23(月)より書類認証手続きは大使館指定代行業社4社のみ。旅行代理店からの手続き不可。 ・首長国間の移動条件については、不定期に更新される最新情報を確認する事。
イギリス	●（7月28日付）英国入国時の必要書類に関して 英国へ入国されるすべてのお客様（旅行者・居住者に関わらず）は、英国へ到着する前の48時間以内に下記のサイトへアクセスし、英国での滞在情報を登録する必要があります。https://www.gov.uk/provide-journey-contact-details-before-travel-uk 登録後、登録済みであることが分かるものを印刷しておき、英国入国時に入国審査官に対して提示するか、携帯電話の画面にて登録内容を提示する必要があります。 ●7月26日から、スペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を適用。 ・7月8日に発表された日本からスコットランドへの緩和措置概要は次の通り： ●日本からの入国者には、自己隔離を免除。この緩和措置は7月10日（金）より、イングランドの措置と同時に実施。 ●日本からスコットランドに到着する乗客は、事前にオンラインの旅客情報フォームに連絡先などを登録する必要あり。 ※その他の詳細は、右記日本大使館サイトを参照：https://www.edinburgh.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00057.html ・英国政府は6月8日以降、全ての英国への入国者に対して14日間の自己隔離を義務付けてきましたが、7月10日以降、日本を含む免除リストに掲げられた国・地域からイングランドへの入国者については自己隔離の義務を免除すると発表。この免除措置はイングランドへの入国に対してのみ適用される措置で、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドへの入国についてはそれぞれの地方政府が別途公表予定。イングランド入国に先立つ14日間に免除リストに掲げられた国・地域以外に滞在又は立ち寄った場合は、この免除措置の対象外。

イタリア	●7月14日首相令で、6月11日首相令による措置並びに6月30日及び7月9日保健省命令（※）に含まれる規定は、7月31日まで延長⇒当面の間効力をもつとされています。これにより、例えば、日本からイタリアに入国する者は、引き続き14日間の自己隔離義務を負うこととなります（一部例外あり）。 ●同首相令・同別添の仮訳・概要を在イタリア日本国大使館のホームページに掲載しましたので、ご参照下さい。 ・7月14日首相令（本文仮訳（抄訳））及び同令別添2（概要） https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20200714DPCM.html ・5月18日から、次の首相令が適用：伊に入国する人は何ら症状がなかったとしても、地域を管轄する保健公社の予防局（Dipartimento di prevenzione）に対しイタリアに入国したことを通報する義務を負うとともに、健康観察下におかれ、宣誓書に記した住居あるいは居所で14日間の自己隔離に付される。※入国には、利用する公共交通機関への自己宣誓書提出義務等諸条件あり 【移動に関する規定】 ・上記地域以外からイタリアに入国する者（外交官等一部例外あり）は、引き続き14日間の自己隔離義務を負う。 ●保健省の発表によれば、EUによる共通リストで指定されたうちの（相互主義に基づく中国を除く）14カ国からイタリアへの往来が自由となりましたが、イタリアにおいてはシェンゲン域外から来る全ての人に対して、6月11日首相令により既の実施されている予防的自己隔離措置と健康観察を維持するとされています。すなわち、同命令により、ビジネス目的及び観光目的を含む日本からイタリアへの渡航についても規制がなくなりましたが、自己隔離措置と健康観察は維持。
インド	・7月3日、インド民間航空局（DGCA）は国際旅客便の運航禁止措置を7月31日まで延長すると発表。⇒（引き続き運航停止） ・大使館・領事館に来館の上での査証申請は不可。 ・就労ビザと一部のビザ（公用・プロジェクト・乗務員）を除き、発給済みのビザは一時的に使用不可 ・インド政府による国際旅客便運航禁止措置が解除されるまで就労ビザと一部のビザ（公用・プロジェクト・乗務員）を除き発給済みのビザは使用一時停止（同居ビザは使用不可）。但し、入国する際には必ず、日本会社及びインド会社で発行した渡航理由書を持参のこと⇒「渡航理由書が必要」という情報が現時点で公式情報として再確認出来ないため、渡航が可能となった際に必要な書類を確認する必要あり ・在インド日本大使館より6月9日付で入国制限の緩和に関して通達されたが、実質的にはロックダウン解除後までは渡航は不可能とのこと。（在日インド大使館確認済）
インドネシア	・(8月6日付)インドネシア国内滞在中の外国人の査証または滞在許可の延長申請の期限は8月20日、インドネシア国外滞在中の外国人の査証または滞在許可の延長申請の期限が9月08日となりました。 ・（7月21日付）インドネシア大使館によると有効な許可書（いわゆるTELEX VISA/VTT/CABLE VISA）で取得したビザでは現在渡航可能。渡航時には許可書のコピーを持参する事。ビザ申請時にはPCR検査結果陰性・健康証明書・検疫同意書（別名”誓約書”）等の提出は不要（＝ビザ申請時に必要な書類は、コロナ期前と同様のものでOK）となったが、渡航時にはこれらの書類は携帯が必須。 ※ビザ申請時及び入国時必須の書類等の最新情報は、都度確認が必要。 ・但し、現状でインドネシアへの入国が許可されている日本人は、原則KITAS所持者（失効者も含む）又は国家戦略的プロジェクト参加者のみとなりますのでご注意ください。 ・インドネシア国外滞在中に一時滞在許可（ITAS/KITAS）／定住許可（ITAP/KITAP）／再入国許可（IMK）が失効した外国人は、7月13日から60日以内であればインドネシアに再入国し、ITAS／ITAP／IMKの延長手続きを行うことができます。ただし、60日以内に再入国しなかった場合は、新規査証を改めて取得する必要があります。やむを得ない場合の滞在許可によりインドネシアに滞在している外国人については、7月13日から30日以内⇒8月20日までであれば滞在許可を延長することが可能だが、査証免除により滞在中の外国人は滞在許可の延長は認められず30日以内の出国が必須。 ・公共交通機関の利用による国内移動の際に必要な新型コロナウイルス検査結果陰性証明書の有効期間が、14日間に緩和。空路での国内移動についての詳細は、御利用の航空会社のHP等を参照。また、利用条件等詳細についても直接各社に問い合わせる事。 ・7/1(水)付の在日インドネシア大使館発表の情報によると、インドネシアの全てのビザカテゴリーにおいて有効なVTTをお持ちの方のビザ申請受付が再開。 ・取得済みビザで、入国規制措置が解除された時点でビザ有効期間内のものは使用可能となる予定。 ・2020年1月1日以降に発行された失効済ビザについて、オンラインを通じ再有効化が可能となる予定。再有効化されたビザ(査証)は、インドネシア政府よりCOVID-19の収束表明が発出されてから90日間有効となる。 ※入国時には健康証明書及び自主隔離についての誓約書の提出が必要 ・2020年1月以降に発行されたTELEX VISA/許可書（未使用に限る）は、コロナ収束表明となった日から60日以内であれば使用可（ビザ申請可）となる予定。 ※インドネシアへの入国/Visa Telex と Visaの自動再有効についての公式案内：https://kbritokyo.jp/visa/ ※コロナ終息後の実際の対応については、コロナ終息宣言時に要確認
ウズベキスタン	●8月12日、入国者への検疫措置に関し、国家別の3段階の感染状況評価（赤、黄、緑）のカテゴリーを更新、日本は到着後の検疫措置が不要となる「緑色国家」となりました。 ※ウズベキスタン外務省に確認したところ、日本等の「緑色国家」を出発した場合であっても、「黄色国家」、「赤色国家」に該当する国で乗り継ぎをして入国する場合、隔離対象となります。乗継国等にもご注意ください。 ―(7月17日付)ウズベキスタン保健省衛生疫学福祉局が7月17日付けで作成した国別の感染状況評価によりますと、日本の評価は同日時点で「黄色（自宅又はホテルにおける14日間の隔離が必要）」から「赤色（特別検疫施設または政府指定ホテルでの14日間の隔離措置）」へと変更されております。― ●今次変更を受け、7月14日以降に日本を出発し、ウズベキスタンに入国する方については、自宅又はホテルでの14日間の隔離措置が求められますので、ご注意ください。 ・7/10 国内航空路線及び鉄道は運行停止とする。 ・査証申請受付停止。再開未定。3月30日0時1分から4月20日0時1分までの間、ウズベキスタン国内の全空港が全ての業務を停止し、航空路線の運行を完全に停止。
エジプト	ビザ申請・受領は郵送対応。国際航空便は7月1日より、段階的に運航再開予定。

<u>オーストラリア</u>	豪州人、豪州永住者及びその直近の家族並びに同国在住のニュージーランド人を除き、全ての者の入国を禁止する。● 8月4日（火）、全日空は、現在唯一の日豪直行便であるシドニー・羽田線の運航（週3便）を10月1日（木）シドニー発の便まで継続する一方、パース・成田線の運休を9月30日（水）まで延長すると発表しました。
<u>カタール</u>	カタール政府は8月1日より、「Qatar Portal」を通して特別入国申請を行い許可された非カタール人のカタール入国を、一定期間の隔離を条件に、認めることとしました。ただし、非在留者（例：日本からの出張者など）については、当面の間、特別な事情（人道的理由等）を有する者が対象であり、入国許可の発給は予定していない由です。 特別入国申請の詳細等は下記の外務省頁をご参照ください。 https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=95790
<u>カナダ</u>	・8月14日、カナダ連邦政府は、8月21日までとされていたカナダ・米国間の国境制限を9月21日まで延長すると発表。 https://deputypm.canada.ca/en/news/news-releases/2020/08/14/government-canada-announces-extension-border-agreement-united-states ・カナダ政府による外国人の入国制限により、カナダ国籍とカナダの永住権所持者、その近親者(Immediate Family)以外は、成田空港で搭乗手続きの際にCanada Border Services Agency (CBSA)と連絡を取り、カナダへの渡航が必須(Essential)であるか否かの確認作業あり。この渡航の可否はCBSAによって判断され、就労ビザや留学ビザを所持する方でもCBSAにより最終の渡航可否が判断される。 ・5月8日より、Port of Entry Letter of Introduction取得済み、かつ、有効な雇用のオファーを持っている場合のみ、カナダに入国が認めらる。 https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/iec.html ・カナダへの入国者は、症状の有無にかかわらず14日間の自己隔離が義務(例外職種あり)。違反者には罰則適用。 ・全ての入国者に対し、入国時に隔離計画の聴取が行われる。65歳以上の高齢者や、基礎疾患のある人と接触する場所での隔離は認められない。隔離場所は食料や必要な医薬品等、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要有。 ・カナダ国籍者、カナダ永住権保持者以外には入国制限あり。 【航空機を利用する乗客への検温の義務化】 （1）6月12日、カナダ連邦政府は、航空機を利用する乗客に対して検温を義務化し、段階的に実施する旨発表。 （2）この措置は以下のとおり段階的に実施。 ○第1段階 6月30日までに、カナダ行きの国際線の出発前に、乗り継ぎの場合は乗り継ぎ地において検温が実施。 ○第2段階 7月末までに、現在、カナダ国内で国際線を受け入れる空港として指定される主要空港（モントリオール、トロント、カルガリー、バンクーバー）の出発場所に検温を行う施設が設置。 ○第3段階 2020年9月までに、以下の空港の出発場所に検温を行う施設が設置。 セントジョンズ、ハリファックス、ケベックシティ、オタワ、トロント・ビリービショップ、ウィニペグ、レジャイナ、サスカトゥーン、エドモントン、ケローナ、ビクトリア（3）なお、発熱している場合は、発熱の理由を証明する医療証明書を持つ者を除き、搭乗を拒否され、14日を経過した以降に再予約することが指示されます。 参考サイト https://www.canada.ca/en/transportcanada/news/2020/06/temperature-screening-to-be-required-for-travellers-at-canadian-airports.html ・29日、カナダ連邦政府は新型コロナウイルスに伴う入国制限措置（免除対象あり）を7月31日まで、カナダ入国の際の14日間の隔離措置を8月31日まで延長しました。
<u>ガーナ</u>	・査証発給一時停止（再開時期未定） ・人の移動を止めるための陸海空のすべての国境封鎖措置を、5月31日（日）、アクフォ＝アド大統領は、現在実施されている人の移動を止めるための陸海空すべての国境封鎖措置を別途通知するまで延長することを発表。
<u>韓国</u>	・6月12日より、すべての海外入国者は入国から3日以内に診断検査を受けることとなりました。なお入国後14日間の自宅・施設隔離は引き続き義務づけられています。 ・すべての査証申請者に対する査証審査を強化。ビザ申請時には、健康状態確認書/隔離同意書/病院診断書の提出が必要（詳細は大使館HPを参照）。 http://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/index.do 2020年4月5日まで外国人に発給した短期査証(90日以内に在留)の効力が暫定的に停止。 韓国国民に対して入国禁止措置を取った国・地域に対しては、相互主義レベルで査証免除・無査証入国を制限。 査証発行停止中,入国も不可。

カンボジア	・ 現在運休中の全日空・成田－プノンペン直行便につき、運休が8月31日⇒9月30日まで延長となった旨の発表あり ・ カンボジア保健省は、カンボジア入国時の防疫措置で生じる費用について、6月11日以降にカンボジアに到着する外国人渡航者は自己負担となる旨発表。これらの費用（具体的な費用は右記HPの項目防疫措置で生じる自己負担額”を参照https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000271.html）の支払いに充てるために、カンボジア到着時に指定された銀行に最低3,000米ドルをデポジットとして預け入れなければならないとされています（発表によれば、現金またはデビットカードでの支払い）。 →追加で外国人に対する入国措置の一部変更につき、以下追加情報をお知らせいたします。 事前の手続により、一定の条件を満たすカンボジア所在の企業から保証を受ける外国人投資家、企業関係者などは、デポジットの預け入れ及び保険の購入は免除。それ以外の外国人渡航者には、購入価格90米ドル（20日間有効）のCOVID-19健康保険パックをFORTE insurance Companyから購入する、または健康(医療)保険の保険額5万ドル以上の保険証書の提示をすることとされている。 上記につきましては、カンボジア外務国際協力省の以下のURLにおいてカンボジア入国措置のインフォメーションとして参考にして下さい。https://www.mfaic.gov.kh/covid-19 ・ 観光ビザ、e-visa、アライバルビザ（到着時に空港で入手できるビザ）の発行が停止。 ・ カンボジアへの渡航を希望する者は、海外のカンボジア大使館・総領事館等で、事前にビザを取得要。 ・ カンボジア『入国』の72時間前以内に保健当局などから発行された新型コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書を提示しなくてはならない。 ・ カンボジアでの滞在期間をカバーし、なおかつ治療費の保険金額が5万米ドル以上の保険証書を提示しなくてはならない。 ・ カンボジアに入国する全ての渡航者（カンボジア人を含む）は、到着時に検疫を実施。プノンペン空港到着の場合、付近のポチェントン空軍基地内の施設やプノンペン都内の病院に移動した後PCR検査を行い(結果判明までにおよそ1日を要するとのこと)、乗客の中に陽性の者が確認された場合乗客全員が保健省の指定する施設で14日間の隔離措置となる。上記施設の宿泊料等は自己負担となる。乗客全員の陰性が確認された場合には、自宅などで2週間の自主隔離が指示される。その場合も自主隔離13日目にPCR検査が行われる。当入国制限は、カンボジア保健省及びWHOが、新型コロナウイルスの感染が収束したと評価するまで実施。 ・ 6月24日、日本人の方が、カンボジア入国の際、簡易抗体検査に基づき作成された陰性証明書を提示したところ、入国拒否処分となり、日本にそのまま帰国する事例が発生しました。本件について当館からカンボジア保健省に照会したところ、PCR検査に基づいて作成された陰性証明書（英語。日本語は不可）でなければ入国を認めないとの回答を得ました。
<u>クウェート</u>	1．政府コミュニケーションセンターは、ツイッター上において、クウェート人及び一部の国を除く居住者のクウェートの入出国を許可する旨発表しました。これにより居住ビザを保有する日本人の再入国が可能となります。 （除外対象国：7カ国） バングラデシュ、フィリピン、インド、スリランカ、パキスタン、イラン、ネパール 2．入出国の条件と手順 (1)出発（出国）時 ○Webサイト「kuwait Mosafer」上で登録し、旅行の各段階で関連する「バーコード」を提出する。 https://kuwaitmosafer.com/splash.html ○各国の要請・要件（有効期間等）に応じて、保健省の認定を受けた研究所（指定の保健センター等）が発行したPCR陰性証明書を取得する。 ※現在、保健省の認定を受けた医療機関は以下のラボのみです。報道によれば、保健省はPCR検査を行うことが出来る認定医療機関を今後追加で発表するとのこと。 名称 The Kuwait German Laboratory Webサイト：http://www.amgkwt.com/ ○旅行者（クウェート国籍者のみ）は、コロナウイルスの治療をカバーする保険に加入する必要がある。 ○マスクと手袋の着用、手指等の滅菌剤の使用、ソーシャルディスタンスの確保等、健康上のガイドラインを遵守する。 (2)到着（入国）時 ○搭乗前にスマートフォンアプリ「Shlonik」をダウンロードし、必要な情報を登録する。 ※「Shlonik」とは、スマートフォンの位置情報を利用した追跡アプリで、「Google Play」又は「App Store」からダウンロードが可能です。 ○クウェートに到着する全ての乗客は、到着時に入国前72時間以内に実施したPCR陰性証明書（英語）を携帯しなければならない。 ●在クウェート日本大使館からの注意事項 ・ 現在、一部の国からの渡航者は、指定リストの中に掲載された医療機関でPCR検査を受ける必要があります。指定されていない国（日本を含む）からの渡航者に関しては、それぞれの国において認可された医療機関でPCR検査を受ければ良いと解されます。 https://kuwaitairport.gov.kw/en/assets/pdf/tn_pcr-1021-23836-2.pdf ・ 日本でのPCR検査が可能な医療機関 日本渡航医学会がまとめた「ビジネス渡航者向けのPCR検査および証明書発行」協力医療施設リストですので、ご参照ください。 https://plaza.umin.ac.jp/jstah/index2.html ・ 本邦でのPCR陰性証明書発行は、一部医療機関では既に数週間先まで予約が埋まっています。クウェート帰国時に必要なPCR陰性証明書発行のための予約に注意下さい。 ・ クウェートへの入国に必要なPCR陰性証明書は、英語で作成されたものが必要となりますので、事前に英分での証明書の発行が可能か、必要な日数等をご確認下さい。英文での証明書の発行には、通常より日数を要する場合もあります。なお、国立国際医療センター及び亀田京橋クリニックでは、英語での証明書の発行が可能です。 ○全ての到着者は、14日間の自宅検疫が課せられる。 ○搭乗前及び到着時に全ての乗客の検温を行う。 ○各フライトで到着した乗客の10％に対し、ランダムでPCR検査を実施する。 ○マスクと手袋の着用、手指等の滅菌剤の使用、ソーシャルディスタンスの確保等、健康上のガイドラインを遵守する。 ・ 3月23日より、Eビザ及びアライバルビザが発給停止。 ・ 新型コロナウイルスの影響に伴い大使館業務が一時的に停止されいたが7月6日より再開。当面の間、申請・受領時間は次の通り：申請時間 月～木 11:00～13:00（金曜日は申請不可）、受領時間 月～金 11:00～13:00 ・ 商用旅客便の再開計画: 8月1日からの段階的な商用旅客便の運航再開が決定され、民間航空総局が運行再開の計画を発表。 (1)第1段階/期間：2020年8月1日～2021年1月31日、空港稼働率：最大30％。1日最大100便まで、旅客数は1万人まで (2)第2段階/期間：2021年2月1日～2021年7月31日、空港稼働率：最大60％。1日最大200便まで、旅客数は2万人まで (3)第3段階/期間：2021年8月1日～、空港稼働率：100％。一日最大300便まで（旅客数は3万人以上を許容）

<u>サウジアラビア</u>	・8月16日現在、陸路国境、国際空港便は停止。 ・7月5日、内務省は新型コロナウイルスに伴う影響緩和策の一環として、各種査証及び居住許可証の有効期間延長にかかる措置について発表。 （1）在留の外国人（expatriates）の最終出国査証(final exit visa)の有効期間を無料で延長する。 （2）出国・再入国査証（exit and return visa）を取得し現在サウジアラビア国外にいる外国人の期限切れの居住許可証（Iqama）の有効期間を無料で3か月間延長する。延長対象となる居住許可証は、サウジアラビアにおける出入国制限措置が実施されている期間に期限が切れるものに限る。 （3）サウジアラビアにおける出入国制限措置が実施されている期間に期限が切れる未使用の外国人の出国・再入国査証の有効期間を無料で3か月間延長する。 （4）現在国外にいる全ての外国人の出国・再入国査証の有効期間を無料で3か月間延長する。延長対象となる出国・再入国査証はサウジアラビアにおける出入国制限措置が実施されている期間に期限が切れるものに限る。 （5）現在国内にいる外国人の居住許可証及び居住査証（visit visa）の有効期間を無料で3か月間延長する。延長対象は、サウジアラビアにおける出入国制限措置が実施されている期間に期限が切れるものに限る。 参考：サウジ国営通信：https://www.spa.gov.sa/viewfullstory.php?lang=en&newsid=2106603#2106603 ・ビザ申請予約受付停止。（東京VFSセンター閉鎖） ・日本は観光ビザ以外のビザの利用者に対する入国制限対象国とはなっていませんが、入国制限対象国からのフライトだけでなく、入国制限対象国以外からのフライトもキャンセルされるケースやフライトの搭乗を拒否されるケースもあり、入国および出国に影響が生じている。 ●外出禁止措置の解除および感染防止対策を行った上での経済、商業活動は再開されましたが、引き続き陸路国境、国際航空便は停止。
<u>シンガポール</u>	・（7/18 現在）過去14日以内に、トランジットを含む日本、香港、オーストラリア・ビクトリア州への渡航歴がある旅行者は、居住地ではなく専用のSHN施設に滞在する必要(SHN)があり、また、現在の要件と同様に、SHNを終了する前に新型コロナウイルス検査を受ける必要がある旨、要旨次の通り公表しています。詳細は、保健省HPを確認ください。 （保健省HP）https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/keeping-our-guard-up-to-avoid-resurgence-of-cases ・シンガポールへの短期滞在（観光・商用等）目的での入国と乗継は不可。 ・4月10日から、入国するすべてのシンガポール国籍者、永住者、長期滞在ビザ保持者は、指定SHN（自宅隔離措置/Stay Home Notice）施設で14日間の隔離が必要。 ・この14日間のSHNに加え、全ての入国者に対してSHNの終了前に検査を実施。検査は6月18日からシンガポールに入国する全ての者に適用。検査はSHN期間終了の数日前に、指定されたコミュニティ検査施設で実施。SHN対象者には、SMSにより指定時間と会場の情報が通知される。SHN対象者は、居所から指定された検査施設への移動の際には自家用車または指定交通機関の利用が必要。検査終了後も同様に自家用車又は指定交通機関で直ちに居所に戻る必要あり（公共交通機関は利用不可）。 ・長期滞在ビザ保持者は、自身またはそのご家族が所有するか、一人で入居している自宅又はホテルなどの適切な宿泊施設で、自費により14日間のSHNが可能
<u>スペイン</u>	● スペイン入国時の必要書類に関して スペインへ入国されるすべてのお客様は搭乗の48時間前以内にウェブサイトwww.spth.gob.esより健康管理フォームの記入が必要です。登録後、発行されるQRコードをスペイン到着時に提示する必要があります。 ※7/18スペイン内務省通達 7月23日0時より（モンテネグロ及びセルビアが除外。アルジェリア、モロッコ及び中国は相互主義を条件とする。・EU・シェンゲン域外国居住者へのスペイン入国制限が一部解除（当面7月31日24時まで有効。延長や変更の可能性あり） 入国制限解除対象国 <u>※対象は解除対象国の「居住者（residentes）」であり「国籍」ではないため、注意が必要。</u> アルジェリア、豪州、カナダ、ジョージア、日本、モンテネグロ、モロッコ、ニュージーランド、ルワンダ、セルビア、韓国、タイ、チュニジア、ウルグアイ、中国 ・空港及び港湾におけるスペイン入国時の手続きについて7月1日保健省は、空港及び港湾からスペインに入国する全ての者に対し(a)申告書面の提出、(b)検温、(c)目視によるチェックを課す旨の規則を官報に掲載し同日発効され、政府により新型コロナウイルスに係る衛生上の危機的状態の終了が宣言されるまで有効。具体的な措置については、保健省規則の右記サイトを参照 https://boe.es/boe/dias/2020/07/01/pdfs/BOE-A-2020-6927.pdf

タイ	・ 7月2日タイ民間航空局は、6月29日付の航空機及び乗客のタイ乗り入れに関する告示を廃止し新たな告示を発出。その告示にはタイ民間航空局により離発着が許可される飛行機として「第2項（7）第3項において王国への飛行が許可されている者を乗せている航空機」が追加。この結果タイへの入国許可を得た方はタイ人の帰国便以外の便での入国も可能となるが、最新情報を都度確認要。 ・ タイ政府は6月30日までタイ国内全土を対象に適用することとしていた非常事態宣言を、8月31日まで延長する旨を発表。 ・ 2020年3月25日に発表された非常事態宣言により、以下の条件に当てはまる方のみタイへの渡航が可能。 <u>以下条件に当てはまらない方は、タイへの入国は原則禁止。</u> ○首相もしくは非常事態における責任者が必要性に応じ例外として許可した場合 ○必要性のある輸送者（ただし業務終了後は早急に出国すること） ○業務のために入国する必要がある、出国の日時が明確に定められた乗り物の操縦者もしくは管理担当官 ○外交/公用/UNパスポートを所持している者、タイ外務省が必要に応じて許可した個人もしくは機関の職員（その家族を含む） ○タイ国籍ではなく、労働許可証と再入国許可証を既に所持している者、タイ政府機関から就労を許可されている者（WP3は含みません） ○タイ国籍者で、タイ大使館発行の証明書と健康上問題がなく、航空機の搭乗可能であると記載がある英文診断書を所持している者 上記詳細は、右記大使館サイトを参照 http://vabo.thaiembassy.jp/vabo/ ・ <u>上記の条件に当てはまる方で</u>タイへの入国をご希望の場合は、タイ外務省の許可が必要。渡航の際にはタイ大使館発行の渡航許可証が必要になり、許可証はタイ外務省の許可が下りた者にのみ発行。なお、 1. 現状で特別にタイへ入国する者（但し、上記条件に当てはまる方に限る）は、入国後必ずタイ政府が定めたホテルへ14日間滞在する必要あり（費用は全て自己負担）。 2. タイ滞在中治療費の補償額が10万米ドル以上あり、新型コロナウイルス治療にも対応している保険への加入が必要。 上記詳細については、都度最新情報を確認する事。 ・ 大使館ホームページの予約手配サイトが閉鎖(ビザ申請不可)
台湾	● 8月5日、中央流行疫情指揮センターは、日本で新型コロナウイルスの感染が拡大していることを受け、短期ビジネス関係者の台湾入国にかかる水際措置の一部緩和対象国から日本を除外する旨発表しました。今回の措置により台湾入国後7日間の隔離措置が14日間となりました。 ・ 台湾 外交部は6月24付で発出したプレスリリースに関し、以下の2点について規定を変更する旨を発表。 （変更1）PCR検査について搭乗前3日以内との規定を、搭乗前3営業日以内に変更する。 （変更2）有効な居留証を所持する者については、PCR検査の陰性報告の提出は不要とする。 ※上記変更点については、都度最新情報を確認する事。 ・ 観光(一般的社会訪問を含む)と就学を目的とする入国を除き、外国人の入国制限を6月29日から緩和する。これにより、ビジネス目的、親族訪問、研修、国際会議や展覧会への出席、国際交流事業、ボランティア、布教活動、ワーキングホリデー、青少年交流、求職目的であれば、台湾の在外公館／在外事務所に必要書類を提出し、審査を経て特別入国許可を取得すれば入国が可能となる。 詳細は、右記外務省サイトを参照の事https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=93138 ・ 衛生福利部疾病管制署は6月17日付で、短期滞在（3か月以内）のビジネス関係者に対する水際措置の一部緩和について発表（詳細は右記外務省サイトを参照）。https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=92642 ・ 日本国籍の無査証入国不可。3月18日までに発行された査証はすべて無効。 ・ 3月19日以降発行の居留査証(ただし就労および帯同家族のみ)は有効となり、入国も可能で査証面に「特別許可」の文言が記載される。居留証がない場合は基本入国不可だが、就労および帯同家族の居留査証を所持しこれから居留証を申請する場合は入国可。 ● 6月22日から、短期のビジネス関係者に対する水際措置について以下のとおり一部緩和する予定。 【条件】 ①台湾滞在日数が3か月以内であること ②ビジネス目的（検品、アフターサービス、技術指導・研修、契約等）であること ③感染リスクが「低い」国／地域（低感染リスク国／地域）、又は「やや低い」国／地域（低中感染リスク国／地域）からの渡航者であること ④搭乗前14日以内に「低い」又は「やや低い」以外の国／地域への渡航歴がないこと ⑤受入機関の関連証明書類、搭乗前3日以内のPCR検査陰性証明、訪台中の行程表、防疫計画書を提出すること。 【対象国・地域及び緩和措置】 ①低感染リスク国・地域：NZ、豪州、マカオ、パラオ、フィジー、ブルネイ、ベトナム、香港、タイ、モンゴル、ブータン、ラオス、カンボジア、ミャンマー → 入国後5日間防疫ホテル滞在中、PCR検査、結果陰性の場合、入国後21日間の自主健康管理（注）への変更申請が可能となる。 ②低中感染リスク国・地域：日本、韓国、マレーシア、シンガポール、スリランカ → 入国後7日間防疫ホテル滞在中、PCR検査、結果陰性の場合、入国後21日間の自主健康管理への変更申請が可能となる。 （注）自主健康管理とは、各自に以下の行動を求めるもの。①毎日自ら検温すること、②現地衛生当局にSNSで健康状況を報告すること、③外出時はマスクを着用すること、④毎日の行動・接触歴を記録すること、⑤日程表に記載されたとおりの限定的ビジネス活動に従事すること及び⑥公共の場所への出入りを極力自粛すること。

中国	・東京中国ビザセンターはで、7月29日(水)申請分より新規のビザ申請書を利用した申請に切り替わる予定（詳細は未定）。 ・中国政府は7月20日付けで、中国行き航空便の乗客に対しPCR検査の陰性の証明を求める旨の公告を発表（実施開始時期等詳細は不明）。 ※近日中に中国に渡航される予定のある方に関しましては、ご自身が搭乗する航空会社にお問い合わせいただきますようお願いいたします。 1.中国行き航空便に搭乗する中国籍・外国籍の乗客は搭乗前の5日以内のPCR検査が必要（検査は中国の在外公館が指定又は認可する機関で行う）。 2.中国籍の乗客は「防疫健康コード」の国際版ミニアプリ経由でPCR検査の陰性証明の写真を撮影し、アップロードする。 3.外国籍の乗客は、PCR検査の陰性証明を以て中国在外公館に健康状況声明書を申請。 4.乗客は、虚偽の証明及び情報を提供した場合、相応の法律上の責任を負わなければならない。 5.中国大使館は、駐在国のPCR検査能力を真摯に評価し、条件が整った時に具体的な実施方法を発表する。 ※中国政府の発表（中国語）http://www.caac.gov.cn/XXGK/XXGK/TZTG/202007/t20200721_203688.html ※上記5に関し、「（在日本）中国大使館は、条件が整った時に具体的な実施方法を発表する」としているが、現時点で上記以上の詳細情報はない状況。 ※中国渡航前に、査証の取得が必要。 ・Z（駐在ビザ）に関し、現在発行されるビザは新規駐在/就労更新/就労中の方でもその殆どがMビザとしての申請・発給となる。現状況下でZビザの取得が希望の場合、申請資料として「有効な工作許可」と「政府発行のバーコード付き（PU）招聘状」がを提出の上緊急申請してみる事は可能。但し、Zビザとして発給されるかは領事判断となる（Zの発給が却下された場合、ビザの申請自体に問題がなければMビザ発給となる）。 ・中国東京ビザセンターの営業時間（6月22日～）： ※引き続きコロナ流行時特別ルールとして、緊急を要する方のビザ・認証申請のみ対応。 申請：月曜日、水曜日のみ（営業時間10:00-14:00） 受領：火曜日、木曜日のみ（営業時間14:00-16:00頃） ・東京・大阪の中国ビザセンターでの査証および認証の通常申請：受付停止中（再開時期未定） ・3月31日正午（中国時間）より、滞在期間が15日間までの査証免除措置のすべてを暫定停止。
ドイツ	・在東京ドイツ大使館の発表によると、以下の種類のビザ（滞在許可）が家族呼び寄せのためのビザ（滞在許可）・専門人材分野のビザ（滞在許可）・就学ビザ（滞在許可）の申請が可能となった。<u>但しビザの発給・交付は、ドイツの入国制限措置の緩和が連邦内務国土建設省により実施されて以降の予定。</u>詳細については、大使館サイトを確認の事。 https://japan.diplo.de/ja-ja/aktuelles/-/2364298 ・ドイツへの出入国について「十分に合理的な理由のない者」については、当該出入国を拒否される。ただし、ドイツ国籍者及びドイツの滞在資格を有する外国籍者は再入国可能(感染の疑いの場合でも入国可)。体温測定の措置は実施されない。(終了期限は未定) ・（6月15日付発表の規定）1. ドイツ入国前14日以内にリスク地域に滞在した場合は、感染予防法に基づき、到着後遅滞なく自宅または滞在先に向かい、原則としてその後14日間の隔離措置が義務化される。 2. リスク地域は、その者がドイツ入国時点で、感染リスクが高いとしてロベルト・コッホ研究所が公表した国・地域である。（当館注：6月15日現在、日本からの入国は対象外となる見通し）https://www.rki.de/covid-19-risikogebiete 3. 上記1の該当者は、リスク地域から入国・帰国したことについて管轄の保健所に連絡しなければならない。管轄の保健所は以下で検索可能（郵便番号検索）。https://tools.rki.de/plztool/ 4. 上記1に基づく隔離義務の例外は下記例の様に各州政令において認められている例外に該当し、かつロベルト・コッホ研究所の基準に従って新型コロナウイルス（Covid-19）に係る感染症状がない場合。 ○トランジット（乗り継ぎ）の場合。 ○入国前48時間以内に、新型コロナウイルス感染テストの結果が陰性であると診断書により証明できる場合。ただし、この場合の診断書は、ロベルト・コッホ研究所が以下のサイトで発表する欧州諸国またはその他の国のものに限る（15日現在未発表）。https://www.rki.de/covid-19-tests
トルコ	・公共交通機関（飛行機、列車・電車、バスなど）を利用しての都市間移動の際HESコード（以下サイト参照）の事前取得が必須だが、HES CODE取得対象者はトルコ国籍所有者・トルコ旅券を保有者・トルコへの居住許可保持者。HESコードの最新の取得条件等は、各自確認する事。https://www.turkishairlines.com/en-tr/announcements/coronavirus-outbreak/hes-code/ ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外国人に課されていたトルコ共和国への入国制限が解除。従って有効なビザ保持者又はビザ免除の外国籍の方は、トルコへ渡航することが可能となる。第三国での乗り継ぎでトルコへ渡航することも可能。 ・トルコに到着する全ての乗客は健康診断を受け、症状がある方はPCR検査へ。結果が陽性の場合は治療が必要だが、陰性の場合14日間の隔離は不要。 ・空路でトルコに渡航する際には全員マスクを着用する必要あり。 ・停止されていたビザ申請の受付再開。ビザ申請における全ての制限は解除。
ナイジェリア	・国内線は7月8日から順次運航を再開してきていますが、国際線については、引き続き発着停止措置が継続。 ・査証業務は一時停止。再開日時は未定。 ・すべての渡航者を対象に、事前のPCR検査を求める新たな検疫措置を発表。また、ナイジェリアに到着した方は、入国場所が所在する市又は州(つまりラゴス又はアブジャ)において、14日間の自主隔離が求められる。乗客がラゴス又はアブジャに居住していない場合、自費で宿泊施設を手配する必要あり(ナイジェリア連邦政府は、宿泊施設や住居への交通手段を提供する責任を負わない)。

<u>パキスタン</u>	・ 7 月 2 9 日より、パキスタンに過去 1 4 日以内に滞在歴のある入国者に対する空港検疫が従来の検査から『唾液』による検査（抗原定量検査）に順次変更され、原則、他の入国者と同様、検査結果が判明するまで空港内で待機して頂くことになります。空港内での待機時間は通常 2 ～ 3 時間、到着便の状況によって異なりますので、お時間には余裕を持って行動をお願いします。 上記を踏まえ、厚生労働省が 6 月 1 8 日から実施していた、パキスタンからの入国者に対する、P C R 検査結果が判明するまでの指定場所での待機（2 ～ 3 日）は無くなりました。ただし、抗原定量検査で判定不能となり、従来の P C R 検査を実施する必要が生じた場合等は空港検疫所が指定する待機場所（ホテル等）での待機が必要となりますのでご注意ください。 ・ ビザ申請・受領は郵送で対応可能。 8 月 7 日、パキスタン航空当局は、8 月 9 日より、パキスタン国内の全ての空港を発着する全ての種類の国際便と国内便の運航を許可する旨、発表。 → 6 月 19 日、パキスタン政府は、6 月 2 0 日から、GWADAR と TURBAT を除く全てのパキスタン国内の国際空港を発着する国際便について、制限付きの運航が認められることとなる旨を発表。 ・ 6 月 2 0 日、パキスタン航空当局は国際線に関する標準運用要領（SOP s）を変更しました。同 SOP によれば、全乗客を対象とした PCR 検査は実施せず、今後はサーモグラフィによる検温、健康申告書の提出及び同申告書に基づく専門家による問診を実施します当局により問題なしと判断された乗客については自宅等への移動と最低 1 4 日間の隔離を勧告されます。また、発熱又は何らかの症状が認められた乗客については、現場の専門家より、隔離の必要性について判断がなされる。 ・ パキスタン保健当局は入国した全ての乗客の携帯番号等の情報を記録し、追跡システムを用いてフォローアップを行うとの事。 ・ パキスタン政府は 6 月 2 7 日から、パキスタン国内の国際空港より出国する国際便の搭乗客に対して、入国時と同様のスクリーニング（健康チェック）を実施し、新型コロナウイルス感染症の症状を有している乗客については搭乗を認めないこととする旨を発表
<u>パプアニューギニア</u>	・ 7 月 16 日付で、外国籍の PNG 入国に際する規定が発表。詳細は以下の現地日本大使館サイトを参照 https://www.png.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html ① P N G への入国を希望する外国人又は非居住者は、以下を covid19-travel@police.gov.pg に提出しなければならない。 a. P N G への入国許可を要請する書簡（氏名、生年月日、国籍、旅券番号、査証タイプ、査証番号、査証の有効期限、P N G 到着予定日、隔離場所） b. Air Passenger Travel Form（上記大使館サイトを参照/Air Passenger Travel Form における虚偽の申告は違法行為である。信頼できる電話番号、実際の住所、及び一時的住所（隔離先）を申告しなければならない。 ※自宅又は指定ホテル（規制 No.2 に記載）以外の場所で隔離する場合には、「Home Quarantine: Request for Extraordinary Exemption form」を記入して提出。 ※これら書類の受領後、P N G 入国の可否が決定される。 ② P N G 入国許可を受領した場合には、14 日間隔離のためのホテル予約又はその他の場所における隔離の許可及びフライト予約（E チケット等）を covid19-travel@police.gov.pg に提出しなければならない。 ※フライト搭乗時は、指揮官による P N G 入国許可、Air Passenger Travel Form、出発 7 日前以内に実施した P C R 検査での陰性を証明する書類の携帯が必須。
<u>バングラデシュ</u>	バングラデシュ政府は 7 月 3 1 日、バングラデシュ出国時に提示を求めていた新型コロナウイルス検査の陰性証明書について、これまでの措置を撤回し、今後は出国時の提示を不要にすると発表しました。ただし、これとは別に、渡航先（乗継ぎ含む）や航空会社によって搭乗者に対して独自に同証明書の提示を求める場合もあります。また、空港関係者によっては同措置をよく理解せず同証明書の提示を要求するケースもあるようですので、出国時の不要なトラブルを防ぐためにも、出国前に同証明書を取得することをおすすめします。 CAAB からの通知：http://caab.gov.bd/circul/3226.pdf ・ バングラデシュ政府（民間航空局）が 7 月 5 日付で発表した措置は以下の通り。1. 新型コロナウイルスの蔓延防止のため、次の対象国に対し定期国際フライトの乗り入れ停止措置の期限を無期限で延長。バーレーン/ブータン/香港/インド/クウェート/モルディブ/ネパール/オマーン/サウジアラビア/シンガポール/タイ ・ 新型コロナウイルスの影響により、ビザ申請に際し英文健康診断書が追加で必要。指定用紙および指定病院は無いが新型コロナウイルス感染に関する項目は必須。又、ビザ取得日数が原則 5 日～6 日に延長 2. 有効な査証を持つ外国人については、バングラデシュ入国の際、新型コロナウイルス陰性（COVIT-19 Negative）であることが記載され、かつ渡航前 72 時間以内に取得した、英訳付きの診断書（Medical Certificate）を提出する必要あり・日本とバングラデシュを結ぶ国際線は乗継便も含めて欠航しており、当地に入国する方法は無い状態。 ・ 国内線フライトについては、限られた規模で 6 月 1 日から再開する。・ 6 月 1 4 日から、海外投資家及びビジネス関係者に対し、到着査証の発給を再開。同国の査証申請時及び入国時に、P C R 検査による新型コロナウイルス陰性を証明する健康診断書（英訳添付。渡航 7 2 時間前に要取得。）を提出しなければならない。既に査証取得済みで今後入国する場合は、入国時に同様の健康診断書を提出する必要がある。

<u>ブラジル</u>	●（7月31日付）日本人は、観光（90日以内の短期滞在）目的でも、訪問ビザ（VIVIS：VISTO DE VISITA）免除の下で、ブラジルへの空路入国が可能となりました ●（7月29日付）ブラジル政府は、ブラジルへの陸路及び水運による外国人の入国を国籍に関わらず制限する措置を、一部要件を緩和しつつ（下記1参照）30日間延長する旨を発表。この政令で定める制限はブラジルの法律が求める場合には、入国ビザの携帯を含め、各自の事情に即した入国要件に従うことを条件として外国人が空路で入国することを妨げるものではない。 （1）90日以内の短期滞在のためにブラジルを訪問する外国人旅客は、搭乗前に航空会社に対し、ブラジル旅行中の全期間をカバーするブラジル国内で有効な医療保険の加入証明書を提示しなければならない。提示しない場合には、衛生当局の指示に基づき入管当局により入国が禁止される。 ・上記政令の公布日より30日間、国籍にかかわらず、陸路又は他の陸上交通機関及び水運による、外国人の入国を制限する。 ・この政令で定める制限は、以下の者に対しては適用されない。（第3条） （1）生来のブラジル人及び帰化したブラジル人 （2）ブラジル領土内に一定期間または無期限の在留資格を有する移民 （3）国際機関のミッションによる外国人専門家で、身分証明可能な者 （4）ブラジル政府に接受された外国政府職員 （5）以下の外国人 ア ブラジル人の配偶者、事実婚者、子供、親または後見人 イ 公益または人道上の観点から、ブラジル政府によって特別に入国が認められた者 ウ 国家移住登録証を保有する外国人（当館注：国家移住登録証（CRNM: Carteira de Registro Nacional Migratorio）、又は有効な外国人登録証（CIE :Cedula de Identidade de Estrangeiro、通称「RNE（CIE記載の外国人登録番号）」） （6）貨物輸送
<u>フランス</u>	・（7/30付）フランス政府は、8月1日から新型コロナウイルス（covid-19）が流行している以下の16カ国からの11歳以上の渡航者についてPCR検査の陰性証明書の提示又は仏到着時の空港でのPCR検査の実施を行うと発表しました。 （注1）日本からの渡航者は対象外であり、特段の措置は課せられていません。 （注2）以下16カ国からフランスに入国できるのは、フランス国籍者またはフランスの滞在許可証を所持している外国人です。従いまして、フランス滞在許可書を所持していない日本人は以下16カ国から直接フランスに入国することはできません。 1 以下の国については、出発地において搭乗の72時間以内のPCR検査の陰性証明書を提示する必要がある。 バーレーン・アラブ首長国連邦・米国・パナマ 2 以下の国については、フランス到着時に空港においてPCR検査を実施する。結果が陰性であれば制限は課せられず、陽性であれば隔離措置が適用される。 南アフリカ・アルジェリア・ブラジル・インド・イスラエル・クウェート・マダガスカル・オマーン・ペルー・カタール・セルビア・トルコ ・欧州域外からフランスへの入国規制緩和措置に関し、日本からフランスへの渡航者向けの入国規制緩和についての大使館サイト：https://jp.ambafrance.org/article15891 ・首相訓令が、以下の仏政府法令サイトに掲載されました。入国審査の際必要に応じてフランス官憲に提示できるよう、印刷して携行するか、携帯画面で提示できるようダウンロードを推奨。 http://circulaires.legifrance.gouv.fr/index.php?action=afficherCirculaire&hit=1&retourAccueil=1&r=45013 （※ページ中段の赤字で「Instruction relative a l'ouverture progressive et differenciee des frontieres exterieures」と記載されている下にある「consulter（PDF, 74ko）」のボタンをクリック） ・7月1日以降日本を含む以下（1）～（13）の欧州域外諸国（注）からフランスに入国する者に対し、コロナウィルスの感染拡大防止の観点から実施していた入国制限を解除。これに伴い、以下13か国からの入国者については、「国際移動適用除外証明書」及び「新型コロナウイルスの症状がない旨の宣誓書」の携行や14日間の自主隔離も不要。（注）欧州域外諸国：EU加盟国、アンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、英国、サンマリノ、バチカン及びスイス以外の国 （1）オーストラリア （2）カナダ （3）韓国 （4）ジョージア （5）日本 （6）モンテネグロ （7）モロッコ （8）ニュージーランド （9）ルワンダ （10）セルビア （11）タイ （12）チュニジア （13）ウルグアイ ※上記の国のリストはEU理事会の勧告・感染状況の推移及び相互主義の尊重を考慮しつつ、少なくとも15日ごとに更新される予定。 ※上記以外の国から入国する場合、入国制限等の最新情報を都度確認する事。 ・留学生の仏国入国時の所要手続きは、簡易化。留学生ビザ及び滞在許可証は優先的に発給される。 ●7月1日以降、以下の項目に該当する申請予定者に限って在日フランス大使館のホームページで事前申請予約が可能。 ・学生およびテスト生（短期および長期滞在）・就労目的の長期滞在者（3カ月以上） ・長期滞在者の同行家族（3カ月以上）・フランスへの再入国者（Visa de retour）
<u>フィリピン</u>	・フィリピン運輸省は、8月15日から、公共交通機関利用者に対し、『フェイス・シールド』の着用を義務付けると発表しました。空港当局によれば、空港施設内においても着用が求められるとのことですので、注意してください。 ・（7月17日付）フィリピン政府は8月1日から、有効な長期滞在ビザ（査証）を所持する外国人の入国を許可する旨を発表。但し、新たな入国査証の申請は受付不可。 ※詳細が明らかにされていない部分があるため、具体的な手続き等についてはフィリピン入国管理局在京フィリピン大使館等に確認要。 ※現地日本大使館掲載の関連情報 https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00167.html ・大使館でのビザ申請受付停止（再開時期未定） ・発給済みのビザ無効化・日本籍を含む査証免除国籍の入国は一時停止 ・6月1日からマニラ首都圏を修正広域隔離措置（MECQ）から一般的隔離措置（GCQ）に移行すると発表 ●国内線の搭乗、州境をまたぐ国内移動等に際しては、原則として、移動証（トラベル・パス、トラベル・オーソリティ）等の携行が必要となります。詳細については、ご利用の航空会社、関係の各地方行政機関等にご確認ください。

<u>ベトナム</u>	・ベトナム航空便、8月末まで日本ーベトナム路線の定期便運休を決定 ・査証発給業務を一時停止。 ・原則日本籍を含むすべての国籍が入国不可。ただし航空会社が搭乗を許可すれば、入国可能な場合あり。入国時は新型コロナウイルス陰性を証明する英文診断書を提出。
<u>ペルー</u>	・7月31日（金）付の官報にて、ペルー政府は、国境の閉鎖の継続等の措置を含む国家緊急事態令の延長（8月31日（月）まで）を公表。同期間中においては、身体 の自由と安全、住居の不可侵、集会の自由、国内の移動を含む憲法上の権利が制限される。
<u>香港</u>	・ハイリスク地域（現在の対象地域はバングラデシュ、インド、インドネシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、南アフリカ ※7月22日、ハイリスク地域に米国、カザフスタンを追加）からの入境者は、検査結果が陰性であっても自宅には帰らず、予め決められたホテルに滞在して検疫を行うことを義務付ける。（期限未定） ・7月15日（水）から以下の措置を執る。 ●香港向け航空機の乗客に対するウィルス検査の陰性証明の取得義務。 ●ハイリスク地域（対象はパキスタン、インド、バングラデシュ、ネパール及び南アフリカ共和国、並びにフィリピン及びインドネシアからのドメスティックヘルパー。）からの 香港向け航空機の乗客は、到着前までにウィルス検査の陰性証明を承認済み機関より取得することを義務付け。 ・中国本土・マカオ・台湾からの入境規制措置（香港居民・非香港居民ともに入境できるが14日間の強制検疫あり/非香港居民は過去14日間で海外渡航がない事が条件）を8月7日9月7日まで延長。https://www.brandhk.gov.hk/html/en/ ・査証を事前に取得して香港に入境する場合には、香港居民として扱われます（但し、最新情報を確認する事）。 ・海外からの入境規制措置（香港居民は14日間の強制検疫）を9月18日まで延長。 なお、非香港居民は引き続き無期限入境禁止。 ・6月1日より、香港国際空港での乗り継ぎが段階的に再開。詳細は、各航空会社の規定等要確認。
<u>マレーシア</u>	（7月29日付）駐在者等に関するマレーシア入国管理局による出国・入国許可の要否の概要が更新（7月28日から有効、最終更新7月28日）https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_24072020C.html —（7月28日付）・駐在者等の出入国手続に関するマレーシア入国管理局のガイドラインが更新（7月24日から有効）— https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_24072020C.html ・現在マレーシアに滞在中の駐在者等が一時出国し再入国する場合の許可申請は、緊急の場合及び医療上の理由のみ。 ・専門職訪問パス（Professional Visit Pass、PVP）については、以前のガイドラインでは「緊急業務による入国の場合に限り、入国後14日間の自己隔離不要。ただし、業務終了後は出発国に戻ることに」との内容が掲載されておりましたが、今回のガイドラインでは削除されておりますのでご注意ください。 ・マレーシアへの出発前のCOVID-19検査の受検について：航空会社のANA及びJALに加え、マレーシア航空についても、搭乗前のCOVID-19検査の受検は求めない方針とのこと。 ・7月21日のイスマイル・サブリ上級大臣の会見において、7月24日（金）以降の全てのマレーシア入国者は、自宅隔離ではなく、政府指定の隔離施設に14日間の強制隔離となる旨が発表。最新の入国関連情報は、現地日本大使館のサイトを参照。 大使館サイト https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_26062020B.html ※マレーシア入国管理局が入国を承認した日本国籍者に対する新型コロナウイルス事前検査（PCR検査又は抗原検査）受検義務の適用除外の取扱いについて再度確認したところ、同局によれば、引き続き適用除外となるとのこと。 ※マレーシア航空にて日本出国時にPCR陰性証明を持たない場合、搭乗拒否となるケースが報告されているので注意が必要。 ・EP1、RP-T、それらの扶養家族及び外国人メイドについては、7月11日より前に出国していた場合は、マレーシアへの再入国に際して入国管理局の許可を得る必要はありません。7月11日以降に出国していた場合には再入国に際して許可が必要です。 ・PVP、EP2、EP3、EP2の扶養家族及び外国人メイド、EP1・EP2・RP-Tの家族（LT-SVP）については、活動制限令（MCO）期間中（2020年3月18日以降）に出国していた場合には、マレーシアへの再入国に際して入国管理局の許可が必要です。 ・現在マレーシアに滞在中で、マレーシアからの一時出国及び再入国を希望する場合、入国管理局の許可が必要です。 また、再入国は許可状発行日から60日以内に行う必要があります。 ・通常のビザ申請は停止中。入国が許可されているビザカテゴリーの方のみ、条件付きで申請が可能。 ・（7月9日掲載）マレーシア入国管理局外国人サービス部門（ESD）は6月24日、一部の外国人に対する入国手続きガイドラインに関する改訂を発表。入国許可対象となるのは、雇用パス（EP）カテゴリーI、IIおよびIII、レジデンス・パス（PR-T）、プロフェッショナル・ビジット・パス（PVP）、長期ソーシャル・ビジット・パス（LTSVP）、EPおよびPR-Tの扶養家族と外国人メイドで、有効なパスの保持者またはパスの申請が認可された者に限られる。基本的な入国の流れ等は、以下サイトを参照の事。 https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/2df4fe8de8a0fed2.html
<u>ミャンマー</u>	・ミャンマー政府は、7月31日までを期限として発表していた各種制限措置（通達、声明、国民へのお願い、指示等）について、これまでに緩和された措置を除いて、8月15日⇒8月31日まで延長する旨発表。まで延長する旨発表。また、このうち国際旅客便の着陸禁止措置については8月31日まで延長される旨発表。 ・ミャンマー政府内の関係省庁宛てに内部通達が出され、その中でミャンマー国内におけるプロジェクト、経済活動、建設業および関連事業のため、外国人がミャンマーに入国する際には、関係国において発行された「陰性証明書」の他、ミャンマーに入国する飛行機搭乗前に1週間の自宅隔離を行った旨記載した証明書を携行すること、ミャンマー入国後は1週間の施設隔離措置および鼻粘膜を採取する方法によるPCR検査を受け、陰性結果が出た後に自宅隔離を1週間行った上で職場出勤を許可するよう、調整および実施していく旨が指示されている。
<u>南アフリカ</u>	・5段階に分類したナショナル・ロックダウンの警戒レベルを6月1日からは警戒レベルを3に引き下げると発表。ナショナル・ロックダウンのレベル1または2まで引き下げない限り、渡航者は陸路、空路(帰還のためのチャーター機や臨時便を除く)、海路とも南アの出入国ができない状況。
<u>メキシコ</u>	・（8月2日付）アエロメヒコ航空が、成田便の運休期間を8月末まで延長しました。 ・メキシコ・米国国境における不要不急の移動制限が、9月21日まで延長実施されることとなりました。

モザンビーク	モザンビーク政府は以下のとおり強化する旨発表。 ・モザンビークへの入国査証の発給を停止し、すでに発給された査証を取り消す。 ・全ての渡航者に対し、14日間の自宅隔離を義務づける。 ・新たな査証の発給停止は、短期査証（一次、数次）が対象。 ・既に発給された査証の取り消しは、短期査証（一次、数次）の発給を受け、いまだモザンビークに入国していない方が対象（数次査証で入国し、一度出国した場合、その査証は取り消されます。）。 ・就労査証等の長期滞在査証を所持している方は取り消しの対象外（入国後14日間の自宅隔離が義務づけられます。）。 ・6月28日付で、国家非常事態の7月29日午後11時59分まで再延長を発表。
ロシア	・（7月20日付）ロスバトレブナゾール（連邦消費者権利保護・福利分野監督庁）によれば、ロシアに渡航する外国人については、入国直前3日以内に受けたPCR検査で陰性であることの証明書の提示を義務付けを発表。証明書がない入国者には到着後3日以内の検査を求めています。検査結果判明まで、どのような措置が取られるかは現時点で不明。また、臨時便等でロシアへ渡航する際は、日本出発前に検査を受けた陰性証明書（英語又は露語）の取得を強く推奨。なお、臨時便を利用してロシアに入国する者にはロシア入国後14日間の自己隔離義務が課されるため注意が必要。 ・7/17現在、査証申請可能・ロシア入国可能なビザは下記の通り（国籍不問/通常ビザ申請の再開時期は未定） 1) 公用ビザ 2) 外交ビザ 3) HQSの労働ビザ 4) 一部のプライベートビザ ※ロシア国内にいる親族の面倒を見なければならない場合（病気や怪我、あるいは不幸があった場合） 5) クルービザ 6) 限られた目的の為の業務テクニカルサービスビザ・・・ロシアに設置してある日本製の機械の故障等の事情でどうしても日本から修理に行かないといけない場合に限る。また、<u>テクニカルサービス目的のビザを取得する場合簡素化招待状（要請書）では申請不可で、ロシア内務省発行の招聘状（業務・テクニカルサービスカテゴリ）を手配する必要あり。</u> ※ビザ取得時・入国時の必要書類はビザの種類によって異なります。 ・HQS労働ビザ（HQS労働の家族同行）のビザ申請について：ビザ申請の段階では、入国証明書は不要になりました。ビザ申請に必要な書類は今まで通りとなります。入国にあたりましては、ロシアの会社(雇用主)が監督省庁を通じてロシア内務省、連邦保安局に入国リストを提出しその許可を取得する必要あり。 ・7月15日から次の13ヶ国と国際航空便運航再開の予定：イギリス、ハンガリー、ドイツ、デンマーク、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、フィンランド、ベトナム、中国、モンゴル、スリランカ

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
アメリカ合衆国	在アメリカ合衆国日本国大使館 アンカレジ領事事務所 在アトランタ日本国総領事館 在ボストン日本国総領事館 在デンバー日本国総領事館 在デトロイト日本国総領事館 在ハガッニャ日本国総領事館 在ホノルル日本国総領事館 在ヒューストン日本国総領事館 在ロサンゼルス日本国総領事館 在マイアミ日本国総領事館 在ナッシュビル日本国総領事館 在サンフランシスコ日本国総領事館 在シアトル日本国総領事館 在シカゴ日本国総領事館 在ニューヨーク日本国総領事館 在サイパン領事事務所 在ハガッニャ日本国総領事館 在ポートランド領事事務所	在日米国大使館・領事館	【8/17更新】 日本から米国への入国者は、入国後14日間、自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者と距離を置くこと（socialdistancing）が求められる。 ●（アラスカ州） 6月6日から、州外からの全渡航者に対し、14日間の自主隔離を義務付ける。ただし、陰性証明があった場合、免除される場合がある。 ●（北マリアナ諸島） 6月20日から、原則として、島外からの全渡航者は、一部条件が満たされれば、14日間の隔離措置が免除される。 ●（グアム） 14日間の自主隔離が必要。ただし、入国前5日以内に行われたP C R検査による所定の陰性証明書を提出した場合は、自宅又は自身で予約したホテルにおける自己隔離が可能となる。自主隔離7日目に再度P C Rテストを受けて陰性であれば隔離が解除。 ●（ハワイ） 14日間の自己検疫を義務有。9月1日から、州局が認めた検査機関によるP C R検査を到着前に受検し、その結果が陰性であれば到着後14日間の義務的な自己隔離を免除。	【8/17更新】 現在50州が段階的な自粛解除を行い、経済活動を一部再開。カナダ/米国/メキシコの国境制限は、9月21日まで継続に変更。全世界対象の「海外渡航中止」警告を解除しました。 ワシントン DC 7月22日、パウザーDC市長は、ワシントンDCにおける非常事態宣言等の延長およびマスク着用義務化に関する市長令を発令。10月9日までの予定。各州との移動自粛の通達有。 ニューヨーク州 8月6日から市の非常事態宣言を30日間延長。8月11日現在、移動勧告の対象州が、これまでの31州と2地域へ変更。9月の健康で安全な学校再開に関し、NYC Health +hospitalsと連携し、すべての公立学校に看護師（Certified Nurse）を常駐。8月24日から、ニューヨーク市内の博物館及び文化施設の再開を許可。 イリノイ州 8月11日現在、シカゴ市は同日午後8時から翌朝6時まで、シカゴ市内中心部へ移動が制限を発表しました。略奪事件等起きており、治安の悪化が懸念されております。	【8/17更新】 大阪米国総領事館、福岡米国領事館および札幌米国総領事館は、限られた数の学生・交流訪問者ビザ（F・M・J）、貿易駐在員・投資駐在員（E1・E2）ビザを含む一部の非移民ビザサービスを再開。東京米国大使館と沖縄米国総領事館は、IR1、IR2、CR1、CR2を含む一部の移民ビザサービスを再開。（非移民ビザは未定） 【ビザ発行制限】 2020年6月22日付で、特定の移民ビザと非移民ビザ（H-1B、H-2B、L及び一部のJ）の発給が2020年12月31日まで一時停止。この大統領令によって現在有効なビザが取り消されることはありません。8月12日、米国務省は、同措置の例外を発表。また、学生ビザに関して3月9日までに米国の学校に入学していた学生は、全授業がオンラインであっても米国に滞在できるが、以降に新たに留学予定の学生は、留学先の学校が全授業をオンラインで行う場合、入国を認めない。
	主要路線 一部運航スケジュール 【8/17更新】 ●成田⇄ニューヨーク（NH10/NH9） ●羽田⇄シカゴ（JL10/JL9） ●成田⇄シカゴ（NH12/NH11） ●成田⇄ロサンゼルス（NH6/NH5） ●羽田⇄ロサンゼルス（JL16/JL15） ●成田⇄ダラス（AA60/AA61） ●成田⇄サンフランシスコ(UA838/UA837） ●羽田⇄シアトル（DL166/DL167） ●成田⇄グアム(UA197/UA196）				
		週3便 週3便 1日1便 1日1便 週2便 1日1便 1日1便 週4便 1日1便	成田発 水・金・日曜日運航 ニューヨーク発 月・木・土曜日運航 羽田発 月・木・土曜日運航 シカゴ発 月・水・土曜日運航 羽田発 月・木曜日運航 ロサンゼルス発 火・金曜日運航 週により運休日が急速設定されますのでご利用の際はご注意ください。 羽田発 月・水・金・日曜日運航 シアトル発 火・木・土・日曜日運航 週により運休日が急速設定されますのでご利用の際はご注意ください。		

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
インド	在インド日本国大使館			【7月6日】更新 咳やくしゃみがあるときにはマスクを着用して鼻と口を覆う。 マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いをを行う。 密閉空間、密集場所、密接場面を避け、ソーシャル・ディスタンスを確保する。 アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。 6月29日、インド内務省は、ロックダウン措置の更なる緩和に伴う新たなガイドラインを発出しました。同ガイドラインによると、州境を越える移動についての制限はなくなり通行許可証は不要とされているほか、夜間外出自粛の時間帯が午後10時から午前5時までに短縮されます。一方、学校等の教育機関や映画館、ジム、劇場等は閉鎖が継続されとのことです。また、特別に許可された場合を除き、国際旅客航空便の運航は引き続き停止されます。さらに、州政府が独自に特定の活動を禁止・制限することができるとされています。 デリー空港入場時に、皆様の健康状態について申告するSelf Reporting Formの記入・提出が求められています。ご自宅等で、印刷できる環境にある方は、下記リンクからフォームをダウンロードし、お一人につき同一のものを2部、ご準備ください。なお、印刷することが難しい方は、空港ビル入口付近においても配布される予定ですので、そちらをご利用ください。 https://drive.google.com/file/d/1yCSy5Sljf-iTqsTR2v7FqcHP8NarMWJg/view?usp=sharing ●6月1日、インド内務省は、外国人の入国制限の緩和に関するガイドラインを発表しました。同ガイドラインによれば、非定期商用便またはチャーター便によってインドへ渡航する商用及び就労目的の外国人は入国が可能とされています。なお、上記目的で入国を希望する外国人は、新たな査証を取得の上、インド保健・家庭福祉省のガイドラインに基づき、原則、入国後最初の7日間は政府指定施設での隔離措置となり、その後、更に7日間の自主停留措置が義務付けられるとのことです。 ●インドでは引き続き新型コロナウイルスの感染者が増加しており、日本外務省が発出している感染症危険情報については、インドは「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」となっています。 インド内務省の通達で認められることとなった非定期便での外国人の入国については現時点では十分な運用実績がありません。 運用や手続きについては、随時領事メールにてお知らせします。 https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=91931 （各種情報が入手できるサイト） インド政府広報局ホームページ https://pib.gov.in/indexd.aspx インド保健・家庭福祉省公式ツイッター https://twitter.com/MoHFW_INDIA インド入国管理局ホームページ https://boi.gov.in/ 在日インド大使館ホームページ https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html 外務省海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/ 厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html 首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html 【問い合わせ先】 在ムンバイ日本国総領事館・領事班 電話（91－22）2351－7101 メール：ryoji@by.mofa.go.jp	【6月10日】更新 2020年6月10日現在、インド内務省より発表された外国人の入国制限の緩和に関するガイドラインにより非定期商用便またはチャーター便によって渡航する商用及び就労目的の外国人は新たなビザを取得して入国が可能になりました。 https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/
	在ムンバイ日本国総領事館	インド大使館	【8月1日】更新 インド民間航空局(DGCA)によると国際民間旅客機の運航停止措置を2020年8月31日23：59まで延長することを決定しました。		
	○運航スケジュール【8月5日】更新 ●日本航空（JAL）羽田－デリー 9月30日まで運休、成田－ベンガルール 開設延期 ●全日空（ANA）東京（羽田）＝デリー、東京（成田）＝ムンバイ、東京（成田）＝チェンナイ 9月30日まで運休				

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
インドネシア	日本国大使館 在スラバヤ日本国領事館 在デンパサール日本国領事館 在メダン日本国領事館	インドネシア在日大使館	【5月29日】更新 (1)インドネシアへの入国/トランジット停止（全国籍対象）ただし、有効な滞在許可（KITAS、永住許可）とリエントリーの保持者、外交/公用ビザ保持者、その他、特別な許可を持つ場合は入国可能。 (2)日本にて搭乗手続き時必要な追加書類について ・発行日から7日以内の英文健康証明書(PCR検査結果の有無は問いません) ・インドネシア国籍以外の方は査証や居留許可証 (3)入国の際は英文健康診断書が必要です。PCR検査結果の記載は必須では御座いませんが、入国後の対応が異なります。 PCR検査結果表記が無い場合：入国時に簡易検査が実施されます。陰性結果後、PCR検査が実施されます。結果がでるまで約4日間は政府用意のホテルにて隔離されます(有料)結果が陰性の場合、入国が認められさらに14日間の自主隔離が求められております。 日本でPCR検査陰性証明が入手出来る場合：簡易検査後、陰性の場合入国が可能です。また、入国後の14日間自主隔離が求められております。尚、入国時に日本でのPCR検査取得に関する背景を問われる事が御座いますので、説明できる準備が必要です。	【8月03日】更新 (1)ジャカルタ首都特別州における大規模な社会制限の実施 自宅外でのマスク着用等が義務付けられております。 (2)帰省禁止措置に伴う国内移動制限（本邦帰国のための空路移動）について インドネシア国内線利用時の必要書類が変更となりました。 下記、いずれかをご用意下さい。 ・搭乗日前14日以内に実施されたPCR検査の陰性証明書 ・搭乗日前3日以内に実施された迅速抗体検査（rapid test）の陰性証明書 なお、PCR検査/迅速抗体検査を実施する施設がない都市から出発する場合は、同地の病院/保健所の医師が発行するインフルエンザに似た症状がないことを示す証明書でよいとされています。 (3)インドネシア国内地上移動(ジャカルタへの移動)について インドネシア国内移動制限に基づき、日本への帰国等でスカルノ・ハッタ国際空港に移動する際、ジャカルタ首都特別州を陸路での出入域を伴う場合は、 S I K M(出入域許可証)の事前取得が必要です。取得は、 ジャカルタ首都特別州政府のウェブサイトにてオンライン申請・取得になります。 (4)インドネシア国内滞在中の査証・在留許可失効について 新型コロナウイルスが収束せず、国外へ出国出来ない外国人を対象に、滞在許可の付与措置が発表されました。対象は下記のいずれかに該当する場合に限ります。 ・やむを得ない場合の滞在許可(ITK)の有効期限が失効する者 ・一時滞在許可(ITAS)、定住許可(ITAP)が失効する者 ・無査証で入国し、滞在可能期限が過ぎる者 上記に該当する方は、ビザオンライン・アプリを通じてテレックス査証を入管総局に申請し、取得後滞在許可（ITK）を申請出来ます。 尚、滞在許可査証(ITK)を取得しない限り、2020/08/11迄にインドネシアからの出国が義務付けられます。	【8月6日】更新 (1)新型コロナウイルスの影響に伴い、4/1(水)からビザ申請不可。入国は可能。 取得済みビザは入国規制措置が解除された時点でビザ有効期間内であれば使用可能。 (2)インドネシア国外滞在中にKITAS／KITAPの有効期限が切れた場合の救済措置が終了となります。但し、2020/07/13より60日以内の再入国は救済措置が適用可能です。再入国対象空港は以下に限ります。 ・スカルノ・ハッタ国際空港（ジャカルタ） ・ジュアンダ国際空港（スラバヤ） ・ングラライ国際空港（バリ） ・クアラナム国際空港（メダン） ・ハン・ナディム国際空港（バタム） ・バタム・センター国際海港（バタム） ・チトラ・トリトゥナス国際海港（バタム） 尚、再入国の際には、インドネシア政府が実施している新型コロナウイルス対策の保健プロトコールや手続き及びその運用に従う必要が御座います。 (3)未使用査証の有効期限延長措置 2020年1月1日以降に発行され、未使用の査証は有効期限が自動的に延長されます。ただし延長有効期間はインドネシア政府による新型コロナウイルスの収束宣言後から90日間。有効期限が延長された査証で入国する際は、インドネシア保証人が予め渡航者のインドネシア到着について労働省雇用育成総局に報告が必要となります。インドネシア国内滞在中の外国人の査証または滞在許可の延長申請の期限は8月20日、インドネシア国外滞在中の外国人の査証または滞在許可の延長申請の期限が9月8日、申請の際は保証人が必要。
	運航スケジュール【8月3日】更新 ●日本⇄インドネシア間の運航予定便は下記の通りです。 （日本航空） 2020年8月1日～9月30日 JL725 成田11:05発 ジャカルタ16:50着 （木・日運航） JL726 ジャカルタ21:55発 成田07:25着 （火・金運航） （ガルーダインドネシア航空） 2020年8月1日～9月30日 GA875 羽田11:45発 ジャカルタ17:30着 （火・金運航） GA874 ジャカルタ23:40発 羽田08:50着 （水・日運航） （全日空） 2020年8月1日～8月31日 NH835 成田17:55発 ジャカルタ23:50着 （火・木・金・日運航） NH836 ジャカルタ06:15発 成田15:50着 （月・水・金・土運航） GA889 関空12:00発 ジャカルタ17:00着 （木運航） GA888 ジャカルタ23:15発 関空08:15着 （火運航）				

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
中華人民共和国	日本国大使館 在上海日本国領事館 在広州日本国領事館 在青島日本国領事館 在瀋陽日本国領事館 在重慶日本国領事館	中華人民共和国駐日本国大使館	【7月22日】更新 中国政府は7月20日付けで、中国行き航空便の乗客に対しPCR検査の陰性の証明を求める旨の公告を発表（実施開始時期は不明）。 1.中国行き航空便に搭乗する中国籍・外国籍の乗客は搭乗前の5日以内のPCR検査が必要（検査は中国の在外公館が指定又は認可する機関で行う）。 2.中国籍の乗客は「防疫健康コード」の国際版ミニアプリ経由でPCR検査の陰性証明の写真を撮影し、アップロードする。 3.外国籍の乗客は、PCR検査の陰性証明を以て中国在外公館に健康状況声明書を申請。 4.乗客は、虚偽の証明及び情報を提供した場合、相応の法律上の責任を負わなければならない。 5.中国大使館は、駐在国のPCR検査能力を真摯に評価し、条件が整った時に具体的な実施方法を発表する。 ※中国政府の発表（中国語） http://www.caac.gov.cn/XXGK/XXGK/TZTG/202007/t20200721_203688.html ※上記5に関し、「（在日本）中国大使館は、条件が整った時に具体的な実施方法を発表する」としているが、現時点で上記以上の詳細情報はない状況。 ※中国渡航前に、査証の取得は必要。 ●中国訪問について、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を全て一時的に停止する。 ●3月28日から、これまでに発行された有効な訪中査証及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止する。 ●今後新たに取得する査証での入国は可能であり、6月17日から、東京の大使館及び名古屋総領事館において、経済貿易・科学技術・人道主義等の理由に限り、現地外事弁公室の招待状の事前取得など条件付きで査証発給を再開する。 （A） PECビジネス・トラベル・カードを有する外国人の入国も暫定的に停止する。外交、公務、礼遇、C（乗務員）の査証を有する者の入国は影響を受けない。）	【4月27日】更新 (1)アルコール系手指消毒薬又は石鹸と流水による手洗いを頻回に行う。目、鼻、口などに触れる前には手洗いをする。 (2)咳やくしゃみがある時はマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみの時に口と鼻をティッシュなどで覆い、その都度ティッシュを捨てて手洗いを行う。 (3)不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを避け、体調不良時は外出を控える。 (4)ティッシュなど体液のついたものは蓋付ゴミ箱に捨てる。 (5)病人や動物（家畜や野生動物など）、その排泄物との接触を避ける。 (6)食中毒の可能性がある生肉や生乳などの食材を避ける。 (参考)外国人向けホットライン等(各地外事弁公室が設置したもの等) ※日本語対応は常設ではないが、要請に応じて対応できる場合あり。 （広東省）020-8105-4279（健康状態に関する問い合わせ、中国語、広東語、英語） （広州市）020-8355-0455（中国語、英語） （深セン市）0755-8812-1224（中国語、英語） （福建省）0591-8761-9239（中国語、英語） （広西チワン族自治区(※)）0771-567-2920（南寧市）（中国語、英語） （海南省）12320（中国語、英語） ○在広州日本国総領事館○ （市外局番020）－8334－3009（代表） （市外局番020）－8501－5005（代表） ホームページ：http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/	【6月25日】更新 ●3月31日正午(中国時間)から、(1)ビジネス、(2)親族訪問目的の訪中のみ滞在期間15日間までの査証免除措置の全てを暫定停止。 ●東京中国ビザセンターは週4日営業。引き続きコロナ流行時特別ルールとして、緊急を要する方のビザ・認証申請を対応しております。 6月22日（月）より 月曜,水曜 申請のみ(営業時間10:00-14:00) 火曜,木曜 受領のみ(営業時間14:00-16:00頃) ●Z（駐在ビザ）に関し、現在発行されるビザは新規駐在/就労更新/就労中の方でもその殆どがMビザとしての申請・発給となる。現状況下でZビザを取得希望の場合、申請資料として「有効な工作許可」と「政府発行のバーコード付き（PU）招聘状」を提出の上緊急申請する事は可能。但し、Zビザとして発給されるかは領事判断となる（Zビザの発給が却下された場合、ビザの申請自体に問題がなければMビザ発給となる）。
	運航スケジュール　【8月5日】更新 ●中国航空当局の規制により、 （1）中国の国内航空会社については、原則、各社、各国1路線、週1往復まで、 （2）外国の航空会社については、原則、各社、中国との航空路線を1路線、週1往復までに限定されます。 現在の直行便運航予定便は下記の通りです。 ●東京成田＝上海浦東 (ANA) NH919 東京成田09:30発 上海浦東11:40着(日のみ運航) NH920 上海浦東13:05発 東京成田16:55着(日のみ運航) (春秋航空) 9C6218 東京成田20:00発 上海浦東22:20着(日のみ運航) 9C6217 上海浦東15:05発 東京成田19:00着(日のみ運航) (中国国際航空) CA930 東京成田16:55発 上海浦東19:10着(木のみ運航) CA929 上海浦東11:00発 東京成田14:35着(木のみ運航) (中国東方航空) MU524 東京成田14:40発 上海浦東17:30着(金のみ運航) MU523 上海浦東09:05発 東京成田12:50着(金のみ運航)				

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
ベトナム	在ベトナム日本大使館 在ホーチミン日本国総領事館 在ダナン領事事務所	駐日ベトナム社会主義共和国大使館	全ての国・地域からの外国人の入国を停止（ただし、専門家、企業管理者、高技能労働者等は例外あり。）	【8月13日】更新 ●7月29日、ベトナム保健省は、ダナン市、クアンナム省、ハノイ市及びホーチミン市の特定の施設・フライト・バス等を訪問・利用した人に対し、直ちに保健当局（ホットライン等）に連絡し、自宅隔離を行うこと等を要請していますので、御留意ください。 ●邦人の皆様におかれましては、引き続きベトナム政府やお住まいの地域の政府が発表する情報にご注意下さい。 該当する人が行うこと ・保健省（1900.9095）又はホットライン（ダナン市疾病管理センター0905.108.844、クアンナム省疾病管理センター：0914.085.388、ハノイ市疾病管理センター：0969.082.115/0949.396.115、ホーチミン市疾病管理センター：0869.577.133）に電話し、自分（上記1. に該当する人）と濃厚接触した人の電話番号を提供する。 ・自宅で隔離を実施する。 ・オンラインで医療申告する（https://tokhaiyte.vn 参照）又はNCOVIアプリケーションをダウンロードする（https://ncovi.vn 参照）ことにより、自己の健康状態に関する情報を随時通報する。 7月30日、ベトナム保健省は、7月1日から29日までの間にダナン市を訪ねた人は、速やかに以下の措置をとる必要があると発表しました。該当する方はご注意ください。 1 氏名、住所及び濃厚接触した人の電話番号を、8889の電話番号宛てにショートメッセージ（SMS）にて送付する。 2 居住地の疾病管理センター（CDC）に連絡して、アドバイスを受ける。 3 https://tokhaiyte.vn でオンライン医療申告を行い、定期的に健康状態を報告する。 4 自分自身と家族を守るため、https://www.bluezone.gov.vn/ にアクセスして、IOS又はAndroidにアプリケーション「Bluezone」をダウンロードし、COVID-19感染リスクの警告を受けられるようにする。 ●8月1日、ベトナム保健省は、ダナン市及びクアンナム省の特定の施設・フライト（ホーチミン市着のフライトも含まれています）を利用した人に対し、直ちに保健当局（ホットライン等）に連絡することを要請していますので、御留意ください（詳細は以下参照）。 ●邦人の皆様におかれましては、引き続きベトナム政府やお住まいの地域の政府が発表する情報にご注意下さい。 8月1日、ベトナム保健省は、「緊急通達第21号」を発出し、以下1. に該当する人は、以下2. のとおり対応することを要請していますので、御留意ください。 1. 対象者 以下の施設及びフライトを、墨括弧（【 】）内の日時に利用した人 （1）ダナン市 ・シナランベトナム社（No5通り、ダナン工業団地、Son Tra、Da Nang）【7月16日から20日まで及び7月24日から26日まで】 ・ビンメックダナン国際総合病院神経内科【7月17日午前8時から9時まで】 ・フィ・アイン医者の子小児科クリニック（840、Tran Cao Van、Thanh Khe Dong、Thanh Khe、Da Nang）【7月17日の午後及び7月25日の午後】 ・ドンダー市場（Hai Chau、Da Nang）【7月20日】 ・モスコーヒー（140/2 Hai Phong、Hai Chau、Da Nang）【7月20日から22日まで】 ・ダナン市の産婦人科・小児科病院【7月21日から23日まで】 ・タオドーレストラン（20、Nguyen Thien Thuat、Binh Hien、Hai Chau、Da Nang）【7月22日の午後】 ・トウイェットモー食堂（Nguyen Phan Vinh、Da Nang）【7月22日の夜】 ・ダナン市からホーチミン市へのフライト（VJ647）【7月22日】 （2）クアンナム省 ・バオタン寺（Son Phong、Hoi An、Quang Nam）【7月22日から】 ・クアンナム省からホーチミン市へのフライト（VJ1379）【7月28日】 2. 上記1. に該当する人が行うこと ・保健省（1900.9095）又はホットライン（ダナン市疾病管理センター0905.108.844、ホーチミン市疾病管理センター：0869.577.133）に電話し、自分（上記1. に該当する人）と濃厚接触した人の電話番号を提供する。 ・https://tokhaiyte.vn 又はNOVIアプリケーション（https://ncovi.vn）でオンライン医療申告を行い、定期的に健康状態を報告する。 ・https://www.bluezone.gov.vn/ にアクセスして、Bluezoneアプリケーションをインストールし、COVID-19感染リスクの警告を受けられるようにする。 8月5日より、ホーチミン市内の公共の場において、市民のマスク着用を徹底させ、これを守らなかった場合には、処罰される旨公表されています 1. 8月11日付ダナン市人民委員会通達（5316号/UBND-VHXH）詳細は以下のとおりです。 （1）ダナン市内全ての機関、組織、及び市民に対し、2020年8月12日0時から新たな通知があるまで首相指示16号/CT-TTgを引き続き実施する。（ホアヴァン県は2020年8月11日の13時から実施とする。） 2. 8月11日付ダナン市商工局通達（1400号/SCT-KTATMT）概要は以下のとおりです。 市内の各市場での社会的距離を保つ措置を厳格に遵守する為、8月12日から新たな通知があるまで以下を実施する。 市場へ行く回数を制限するため市場入場券を配布。各世帯が市場に行く頻度は3日に1回とし、15日間利用できる券を5枚配布。券は訪問する日を奇数日、偶数日と色分けする。各地区、県の人民委員会はそれぞれの地区の坊、コミュニティの経済室、経済インフラ室へ上記の券を印刷し各世帯へ町内会を通して配布するように指示。また、各市場の出入り口にチケット回収の人員を配置する。 関係当局者は各地区の住民に対し市場へ行く回数制限について説明を実施。 市場の入口での手指消毒、マスク着用及び社会的距離2メートルを保つ防止対策は厳格に遵守し、違反者は市場への入場を認めないこととする。	【7月30日】更新 査証発給業務を停止中 日本国籍のビザ免除を停止 →「日本政府がベトナムを上陸拒否対象国に指定する間は、ベトナム大使館では査証申請の受付不可。」とのこと。 7月29日から一部対象について新規査証等の申請受付が開始されます。 なお、3月27日までに発給された査証の効力は引き続き停止されています。また、本措置により新たな査証の発給を受けた場合には、既に所持している査証は失効されます。 1 対象者（3項目全てを満たす者） ・ベトナム国籍 ・ベトナム国内に居住 ・日本との間の直行便を利用する方 （1）新規査証の申請 以下（ア）又は（イ）のいずれかに該当する訪日目的の方 （ア）短期商用目的（一次査証のみ） 日本に出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査等、日本での滞在日数が90日以内の報酬を伴わない活動 （イ）在留資格での就労・長期滞在目的の方 （2）再入国関連書類提出確認書の申請 ○ 再入国許可（みなし含む）を取得して日本を出国中で、在留資格を有する方 再入国関連書類提出確認書の申請 ○ 再入国許可（みなしを含む）を取得して日本を出国中の方
	○運航スケジュール 【8月18日】更新 ●日本航空 9/30まで日本⇒ベトナム便は運休。ベトナム（ハノイ＆ホーチミン）⇒日本便は減便して運航。 ●全日空 9/30まで日本⇒ベトナム便は運休。ベトナム（ハノイ＆ホーチミン）⇒日本便は減便して運航。 ●ベトナム航空 日本発着便は10月24日まで全便欠航、ベトナム国内線復旧 ※ダナン発着の国内旅客便は停止。				

国名	在ロシア日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
ロシア	日本国大使館		【7月7日】更新 ●3月18日から当面の間、外交官、ロシア居住者及びロシア国籍者の配偶者・子供等を除く全ての外国人・無国籍者を対象として、ロシアへの入国が一時的に制限されています。	【7月7日】更新 【モスクワ】 ●6月8日、コロナ禍の状況が改善したことを踏まえ、段階的な制限撤廃措置を発表されました。概要以下のとおりです。 ただし、どこでもソーシャル・ディスタンス（1.5～2 m）を保つことと、公共施設、公共交通機関等ではマスク・手袋着用が必須とされていることにご留意ください。 また、企業は職場の衛生上の義務を果たす必要があります。 1 6月9日以降 ・自己隔離、電子通行証制度の撤廃、時間別の散歩の制限の撤廃。・65歳以上や慢性疾患がある人も含め、全市民は制限なく外出可。 ・社会カードが使えるようになるほか、特典所有者は無料で公共交通機関利用可。・未使用の公共交通機関の乗車券の有効期限の復活（6月12日以降）。 ・床屋、美容院、写真館、動物病院、職業あっせん所の営業再開。・カーシェアリング、乗客運送業務、タクシーの制限撤廃。 ・社会団体、映画スタジオ、録音スタジオ、研究機関の活動再開。・劇場、コンサート組織、サーカス関係者による無観客での対面リハーサルの実施可。・市営墓地への訪問可。 2 6月16日以降（※各関連企業は衛生・疫学的安全対策をとる義務あり） ・歯科再開（予約での治療可）。 ・図書館（要事前予約）、不動産事務所、レンタル・サービス、広告業務、コンサルティング業務等の業務の再開。 ・美術館、展示場、動物園へのEチケットによる訪問可（一度に訪問可能な人数の制限あり）。 ・スポーツ観戦可（ただし、スタンドの観客は10％未満）。・レストランやカフェのうち、夏用テラスでの営業再開。 3 6月23日以降（※各関連企業は衛生・疫学的安全対策をとる義務あり） ・フィットネス・クラブ、プール、体育・健康施設、スパ、マッサージ・サロン、日焼けサロン、バーニャ、サウナの再開。 ・レストラン、カフェ、食堂、ピュッフエ、バーの再開（文化公園や保養施設を含む）。 ・モスクワ川の水上定期船の再開、モスクワ川を横断するトラム再開。 ・民間を含む幼稚園業務の制限撤廃。・社会保護施設の通常業務再開。・自由な図書館への訪問再開。 ・子供用の遊び場、運動場、サッカー場、外の運動施設、ベンチのほか、戸外や公園にあるその他の公共施設の利用制限の撤廃。 【サンクトペテルブルグ】 ●6月15日からの制限措置の一部緩和については一部変更があり、正式な発表によれば、利用再開は以下の通りとなります。 ・家具サロン(娯楽・商業施設内にあるものは除く)・図書館、史料館（事前予約必要）・不動産業（事前予約必要） ・人材派遣業（事前予約必要）・理容店（事前予約必要）・公衆浴場（事前予約必要）・写真館（事前予約必要） ・各種サービス業（衣服・靴・家具・宝飾類の注文製造・修理業者、鍵・コンピューターの修理業者、部屋清掃サービス等） ・自転車・キックボード貸出業（貸出の際の消毒が条件）・スポーツプロチームの練習再開 ●6月8日から制限措置の一部緩和を発表しました。安全基準の策定・遵守、商業投資貿易政策委員会への通告、マスク・手袋の着用、1.5メートル以上のソーシャルディスタンス確保という条件の遵守の下で以下の営業再開が認められます。ただし、レストランや美容院の再開は含まれていません。 ・非食料品販売小売店の営業再開（店舗の面積が400平米以下で1人あたり4平方メートル以上の空間の確保が必要。娯楽・商業施設内にある小売店は除く。） ・不動産販売、新車販売店の営業再開（事前許可の上、店舗内に同時に10人以上が存在しないとの条件あり。） ●6月1日から現行の各種制限措置の一部緩和を発表しました。主なものは以下のとおりです。 ・65歳以上の外出禁止措置の解除 ・散歩の際のマスク及び手袋着用義務の解除（店舗内や公共交通機関内等公共の場所におけるマスク及び手袋の着用義務は6月14日まで延長） ・年金受給者の公共交通機関における定期乗車券利用禁止の解除 ●5月12日から公共の場所におけるマスク及び手袋の着用が義務となり、違反者には4,000ルーブル（最大3万ルーブル）の罰金が課せられるとのことです。 【ウラジオストク】 ●沿海地方政府は、6月7日以降、同地方への全ての到着者（空路、陸路等）に対し、氏名、連絡先、訪問の目的、滞在先住所等の情報を露連邦消費者権利保護・福祉監督庁所定の用紙への記入を義務づけました。沿海地方外からの到着者（退避便の搭乗者、季節労働者は除く）については、用紙の提出後、呼吸器感染の症状がない場合は14日間の隔離は不要であると発表しました。ただし、当地における各種制限措置は継続しており、公共の場でのマスク着用及び社会的距離の遵守は今後も必要となります。 ●沿海地方政府は、7月7日より制限措置の一部緩和（屋内・屋外のスポーツ施設、体育・健康施設、水泳プール、フィットネスクラブの再開及び農作物市場の再開の可能性）を発表しました。 ●カムチャツカ地方政府は、現行の制限措置を7月15日まで延長する旨発表しました。 ●マガダン州政府は、現行の制限措置を8月1日まで延長する旨発表しました。 【ハバロフスク】 ●ハバロフスク地方政府は、6月11日以降の行動制限措置の段階的緩和を公表しました。 （1）ハバロフスク地方在住者に対する自己隔離措置の解除（65歳以上の高齢者及び特定疾患を有する者を除く） 但し、公共の場でのマスク着用義務及び社会的距離（1.5m以上）は継続遵守 （2）個人の散歩及び屋外スポーツの実施。但し、2人以上で行わない（屋外スポーツに関しては、5 m以上の距離を確保） （3）宗教施設の訪問（マスク着用及び社会的距離の確保が条件） （4）公園、湖等のレクリエーション施設の利用（但し、大規模イベントは禁止） （5）就学前教育機関、図書館、リゾート施設の営業 （6）フィットネスクラブを含めスポーツ施設では、利用者の割合が収容可能人数の25％を超えない範囲を条件に営業 （7）非食料品分野の商業施設の営業（但し、一人当たり半径4平方メートルの面積を確保）	【7月7日】更新 ●ロシアにいる親族の世話をする必要がありますがある場合に限り、6月15日よりビザ申請受付を再開する予定。（電子ビザは不可）申請時にはそれを証明する何らかの資料を添付する必要があります。 ●HQS（高度な専門性を持つ外国人）の労働ビザ申請受付を開始致しました。申請にあたり、連邦保安庁と内務省の特別リストに名前が記載されていること、それがわかる書類のコピーの提出が必要とのことです。 ●通常の業務・観光・留学・労働ビザは申請受付不可となっております。
	在ロシア日本国領事館		●6月6日から、治療及び近親者の看護のために入国を希望する外国人に対し、身分を証明し、その資格がロシア連邦により認定される有効な文書、治療実施期間が記され治療のために招待されることを確認する医療機関又はロシア保健省により作成された文書（※渡航者本人の治療の場合）、医療機関により発行された病状を確認する文書及び親族関係を確認する文書（※近親者の看護の場合）の提示を条件にロシアへの入国を許可する。		
	在サンクトペテルブルク総領事館		●6月25日から、ロシアでの労働許可を所有しかつ、高度な技術を有する一部の外国人専門家に対し、就労目的での入国を一度に限り許可する。		
	在ウラジオストク日本国総領事館		●6月15日、「外国人の地位に関する法律」を一時的に変更する大統領令が改定され、ロシアに滞在する外国人の査証の有効期限が切れる場合および到着通知の手続きが完了できていない場合でも滞在に問題ないとする旨の大統領令の期間（3月15日から6月15日まで）が、9月15日まで延長されました（本16日から発効）。他方、3月15日から6月15日までに有効期限が切れた労働許可については失効日から93日間は有効ですが、今回改定された大統領令では労働許可の有効期限が切れる際の延長措置は除外されており、6月16日以降に有効期限が切れる労働許可の効力がその後も有効と見なされることはありませんので、ご注意下さい。個別の査証更新手続きについては移民局窓口【電話：8-495-624-2269】に照会願います。		
	在ハバロフスク日本国総領事館	在日本ロシア大使館	●外務省のロシアへの危険度がレベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）へ引き上げとなり、入国拒否対象地域へ追加となりました。日本国籍者は入国は可能となりますが、検疫強化措置の対象となりますのでご注意下さい。4月29日午前0時以降対象となります。 外務省ウェブサイト https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C048.html		
	在ユジノサハリンスク日本国総領事館				
	運行スケジュール【8月17日】更新 ※3月27日から、ロシアの空港と外国空港との定期便・チャーター便の運航が停止となっています。 （外国から帰国するロシア国民のための航空便及びロシア政府の個別の決定に基づく航空便は例外） ※JALチャーター便運航予定8/28,9/11,9/25 モスクワ→東京（ヘルシンキ経由）、東京→モスクワ（直行便） ●JAL 【東京＝モスクワ】9月30日まで運休 【東京＝ウラジオストク】9月30日まで運休 ●ANA 【東京＝ウラジオストク】9月30日まで運休 ●アエロフロート【東京＝モスクワ】8月31日まで運休 【関西＝モスクワ】2021年3月末まで運休				